## 次期「県がん対策推進計画(H30~35)」 分野別施策 新旧対照表

1	がんにかからない生活習慣の確立	
	現状と課題	1
	取組みの基本方針	7
2	がんの早期発見体制の強化	
	現状と課題	
	取組みの基本方針	1
3	質の高い医療が受けられる体制の充実	
	現状と課題	
	取組みの基本方針	30
4	がん患者の支援体制の充実	
	現状と課題	
	取組みの基本方針	43
5	働く世代やライフステージに応じたがん対策の充実	
	現状と課題	
	取組みの基本方針	5
6	調査・研究の推進	
	現状と課題	54
	取組みの基本方針	50

## 次期「県がん対策推進計画 (H30~35)」分野別施策に関する新旧対照表 【1 がんにかからない生活習慣の確立】

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
現状と課題	現状と課題	
≪普及啓発について≫	≪子どもの頃からの正しい知識の普及≫	施策体系の個別施策名と合わせた
● 医学の進歩により、がんの原因や危険因子の解明が進み、	● 現在では、がんの原因や危険因子の解明が進み、喫煙(受	表現の修正
喫煙 (受動喫煙を含む) やウイルス等への感染、過度の飲酒、	動喫煙を含む)やウイルス等への感染、過度の飲酒、食生活・	
食生活・運動等の生活習慣などとの関係が明らかになって	運動等の生活習慣などとの関係が明らかになってきていま	
きています。特に、喫煙ががんをはじめとする様々な疾病の	す。特に、喫煙ががんをはじめとする様々な疾病の原因となっ	
原因となっていることが示されています。	ていることが <u>指摘</u> されています。	表現の修正
● また、国内で行われたコホート研究などの疫学研究をも	● また、 <u>国立がん研究センターによると、日本人を対象とし</u>	国立がん研究センターホームページで
とに、各要因をなくすことによって予防可能ながんの割合	た疫学研究では、喫煙者に限って、飲酒量が増すほどがん全体	の記載を引用し、修正したもの
について推計した研究によると、男女とも、過度の飲酒が、	のリスクが高くなるという相互作用が観察されていることも	
がんの要因の第3位となっています。	示されています。	
<ul><li>がん予防の推進のために、県民一人ひとりが、がんと生活</li></ul>	<ul><li>がん予防の推進のために、県民一人ひとりが、がんと生活</li></ul>	(変更なし)
習慣等の関連性を理解し、できるだけ早い時期から望まし	習慣等の関連性を理解し、できるだけ早い時期から望ましい	
   い生活習慣を実践するよう、さらなる普及啓発を行うこと	│ │生活習慣を実践するよう、さらなる普及啓発を行うことが必	
が必要です。	要です。	
≪生活習慣について≫	《 <u>望ましい</u> 生活習慣 <u>の確立</u> ≫	施策体系の個別施策名と合わせた
│ │● 県民自らの健康づくりを支える食環境整備の一環とし	● 県民自らの健康づくりを支える食環境整備の一環とし	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
て、減塩や低カロリーなどヘルシーメニューの提供、禁煙等	て、減塩や低カロリーなどヘルシーメニューの提供、禁煙	
や栄養成分表示を行う健康づくり協力店登録の増加を図っ	等や栄養成分表示を行う <u>飲食店やスーパー・コンビニの登</u>	総合計画素案(安心5 健康寿命)の表
ています。	<u>録を推進して</u> います。	現と合わせたもの
● 減塩やバランスのよい食事など望ましい食生活について	● スーパーと連携した栄養バランスのよい弁当の共同開発	減塩、バランスの良い食事に関する記
の普及啓発を行うため、栄養士会や食生活改善推進連絡協	<u>や、減塩・低カロリー等の条件を満たすお惣菜を認証しP</u>	述に関して、健康増進計画中間評価(素
議会と連携し、学校や地域、職域などにおいて、あらゆる年	<u>Rを行いました</u> 。	案)P91を引用したもの
代を対象とした取り組みに努めてきています。		
	● 食事や運動の体験を通じた、生活習慣改善への意識の向	健康合宿の取組みについて、7/18がん
	上を図るための1泊2日の健康合宿を開催しました。参加	県民会議・協議会資料 3-2 を参考に新
	者の体重や腹囲について健康合宿開催前と終了3ヶ月後で	たに追加したもの
	比較すると、数値が減少している方がいる等、一定の成果	
	がみられました。 <u></u>	
	● 望ましい運動習慣の定着を図るため、スマートフォンア	   ウォーキングの取組みについて、7/18
	プリ「元気とやまウォーキング」を活用したウォーキング	   がん県民会議・協議会資料 3·2 を参考
	キャンペーンを実施しました。	   に新たに追加したもの
● 食塩摂取量は、男性 12.2g、女性 10.5g (平成 22 年県民	● 食塩摂取量は、男性 <u>11.0g</u> 、女性 <u>9.1g</u> (平成 <u>28</u> 年県民健	   健康増進計画中間評価 (素案) P13 を
健康栄養調査)と近年横ばい傾向で、男女とも目標値の 10g		引用したもの
に達していません。また、野菜摂取量についても、全ての年	に達していません。また、野菜摂取量についても、 <u>前計画</u>	
代で目標の 350g に達しておらず、特に若い世代への啓発が	<u>の目標値</u> 350gに達しておらず、 <u>特に20~40歳代の働き盛</u>	「引き続き、減塩や野菜摂取の促進が
必要です。	<u>り世代で少ない傾向にあります。引き続き、減塩や野菜摂</u>	必要です。」については、10/17 がん協

Ш	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
	取の促進が必要です。	議会資料1での記載を引用したもの
● 運動習慣のある人の割合は、全体としては増加し全国平	● 運動習慣のある人の割合は、男性38.1%、女性27.6%(平	健康増進計画中間評価 (素案) P17 を
均を上回っていますが、男性40歳代、女性30歳代の働く世	成 28 年県民健康栄養調査)で、前計画策定時(平成 22 年	参考に時点修正したもの
代で割合が低くなっています。また、1日の歩行数は、男女	県民健康栄養調査:男性36.5%、女性23.6%)と比較する	
とも減少傾向 (平成 22 年県民健康栄養調査) にあり、日常	<u>と、男性は悪化しており、女性では微増しています。また、</u>	
的な身体活動や運動習慣づくりが必要です。	日常生活における歩数 (平成 28 年県民健康栄養調査) は、	
	20歳以上(65歳以上を含む)の男女ともに悪化しており、	
	日常的な身体活動や運動習慣づくりが必要です。	
● 1日飲酒量の増加とともに、がんにかかるリスクが高く	● 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	健康増進計画中間評価(素案) P 29・
なり、特に女性は男性よりも肝障害を起こしやすくなりま	は、男性 16.1%、女性 2.9%(平成 28 年県民健康栄養調	P31を参考に時点修正したもの
す。毎日、飲酒する人の割合は、男性 15.1%、女性 7.3% (平	査) で、前計画策定時(平成 22 年県民健康栄養調査:男性	
成 22 年健康づくり県民意識調査) と男性では減少していま	15.1%、女性 7.3%) と比較すると、女性では改善していま	
すが、多量飲酒(清酒換算で1日3合以上)をしている人の	<u>すが、男性は悪化しています</u> 。	
割合は、男性で増加しています。		
≪たばこについて≫	≪たばこ <u>対策の充実、強化</u> ≫	施策体系の個別施策名と合わせた
● 健康増進法の制定(平成15年)により受動喫煙防止の基本	● 健康増進法の制定 <del>(平成15年)</del> により受動喫煙防止の基本	年数経過により、健康増進法の制定年
的方向性が示されるとともに、「たばこの規制に関する世界	的方向性が示されるとともに、「たばこの規制に関する世界	(平成 15 年)、条約発効年(H17.2)
保健機関枠組条約(H17.2)」及びそのガイドラインに基づく	保健機関枠組条約 <del>(H17.2)</del> 」及びそのガイドラインに基づ	は削除したもの
様々な取組みが進められ、公共の場や職場での禁煙の動き	く様々な取組み <u>により</u> 、公共の場や職場での禁煙の動きな	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
など社会的な変化がみられています。また、国の「がん対策	ど社会的な変化がみられ <u>ました</u> 。また、国の <u>第3期がん対</u>	国計画P7の記載を引用したもの
推進基本計画(24年度~)」や「健康日本21(第二次、25年	<u>策推進基本計画では、たばこ対策をより一層充実させると</u>	
度~)」では、たばこ対策の一層の充実を図ることとしてい	<u>しています</u> 。	
ます。		
● 県においてもこのような動きを踏まえ、公共の場や職場、	● 県においてもこのような動きを踏まえ、公共の場や職場、	実際の取組みとして、健康課 HP で禁
飲食店等における受動喫煙防止を図るとともに、学校での	飲食店等における受動喫煙防止を図るとともに、学校での	煙外来一覧 (H25 年度作成) を掲載し、
喫煙防止教育を推進するほか、禁煙を希望する人に対し禁	喫煙防止教育を推進するほか、 <u>県内の禁煙外来や禁煙クリ</u>	また、NPO 日本禁煙学会 HP(富山県
煙サポートを行ってきました。	<u>ニックに関する情報提供を行う等の</u> 禁煙サポートを行って	内の禁煙治療に保険が使える医療機
	きました。	関)を紹介していることから、修正し
		たもの
● また、がん診療連携拠点病院の敷地内禁煙や行政機関で	● また、がん診療連携拠点病院の敷地内禁煙や行政機関で	
の建物内禁煙をはじめ、平成 19 年 10 月から県内のタクシ	の建物内禁煙をはじめ、 <u>希望する事業者への受動喫煙防止</u>	
一会社が車内禁煙を行うなど受動喫煙防止の取り組みが広	ステッカーの配布 (平成 24 年度~28 年度の累計で 3,579	タクシー会社での取組み等に代えて、
がっています。	枚(468 施設)) や、職域の安全衛生担当者に対して受動喫	県の取組みを記載し修正したもの
	煙防止対策に関するセミナーを開催するなど、受動喫煙防	
	<u>止対策を推進してきました</u> 。	
	● 富山大学や富山県立大学、富山国際大学、高岡法科大学に	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 を
	おいて、大学生を対象とした禁煙や受動喫煙防止の呼びか	参考に新たに追加したもの
	<u>けを行うキャンペーンを実施しました。</u>	※高岡法科大学については、今年10月
		に実施したため、追記
● 成人喫煙率は、男性 33.4%、女性 10.5% (平成 22 年健	● 成人喫煙率は、男性 <u>26.9</u> %、女性 <u>4.8</u> %(平成 <u>28</u> 年 <u>度</u> 健	
康づくり県民意識調査)と男性は減少傾向ですが女性は横	康づくり県民意識調査) <u>と前計画策定時(平成22年健康づ</u>	健康増進計画中間評価 (素案) P31 を

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
ばいとなっています。年代別では、男女とも働く世代の喫煙	くり県民意識調査:男性33.4%、女性10.5%)と比較する	参考に時点修正したもの
率が高くなっています。	と、男女ともに減少していますが、男性は前計画の目標値	「引き続き、喫煙が及ぼす影響と禁煙
	24%に達していません(前計画の女性目標値6%)。引き続	のための知識の普及啓発が必要です。」
	き、喫煙が及ぼす影響と禁煙のための知識の普及啓発が必	については、10/17 がん協議会資料 1
		での記載を引用したもの
● 未成年者の喫煙率(月1回以上喫煙したと答えた者)は、	(削除)	   未成年者の喫煙率は、統計(青少年健
高校3年生の男子3.8%、女子1.7%(平成23年青少年健康		   康づくり調査)がなく、記述困難のた
づくり調査)と大きく減少しました。		め削除したもの
		   ※健康増進計画中間評価(素案)にお
		   いても、現状・課題に関する記述なし
		   (目標値としては引き続き掲載)
■ 富山県がん対策推進条例(25 年度~)では、家庭をはじ	   ● 富山県がん対策推進条例 <u>(25 年度~)</u> では、 <del>家庭をはじ</del>	┃ ┃・たばこ対策に関して、県がん対策推
め子どもや妊産婦が利用する施設や職場での受動喫煙のな	   <del>め</del> 子どもや妊産婦が利用する施設での禁煙の推進や、職場	   進条例における条文と照らし合わ
い環境づくりの促進に努めることとしており、今後は、職場	等での受動喫煙のない環境づくりの促進に努めることとし	せ、表現を整理したもの
や家庭内(居室や自家用車の車内等)での取り組みを促進す	ており、また、国における健康増進法改正等の動向を踏ま	<ul><li>・10/17 がん協議会資料 1 での記載を</li></ul>
ることが必要です。	えつつ、子ども等が受動喫煙による健康被害を受けないよ	引用したもの
ることが必安です。		が こんでん
	<u>うにするための対策などが必要です。</u>	
≪ウイルス、細菌について≫	≪ウイルス <u>や細菌など感染の予防</u> ≫	施策体系の個別施策名とあわせたもの
● ウイルスや細菌への感染は、がんの原因として、男性では	● ウイルスや細菌への感染は、がんの原因として、男性では	(変更なし)

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
喫煙に次いで2番目、女性では最も高い因子とされていま	喫煙に次いで2番目、女性では最も高い因子とされていま	※第3期がん対策推進基本計画P8に
す。	す。	同様の記載あり
● このため、子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種の促	● このため、 <del>子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種の促</del>	・現在、国では子宮頸がんワクチン接
進、肝炎ウイルス検査体制の整備や検査機会の提供、HTL	<del>進、</del> B型及びC型ウイルス性肝炎患者等への医療費の助成	種の積極勧奨を控えていることを踏
V-1の母子感染予防対策等を実施してきました。	<u>や重症化予防の推進</u> 、HTLV-1の母子感染予防対策等	まえ、「子宮頸がんワクチン接種の促
	を実施してきました。	進」は削除するもの
		※今後の国の動向は引き続き、注視
		する
		・肝炎対策の現状を踏まえ、時点修正
		したもの
※分野別施策「2. がんの早期発見体制の強化」の個別施策「(2)		
効果的検診手法等の普及」から移行		
● 肝炎ウイルス持続感染者の肝がんへの移行を予防するた	● 肝炎ウイルス持続感染者の肝がんへの移行を予防するた	前計画では、分野別施策「2.がんの早期
め、平成 17 年度に、全国に先駆けて富山県肝炎診療協議会	め、 <del>平成 17 年度に、全国に先駆けて</del> 富山県肝炎診療協議会	発見体制の強化」の個別施策「(2) 効
を設置し、「県肝炎ウイルス持続感染者対応マニュアル」を	を <u>運営</u> し、 <u>肝炎ウイルス検診で把握した肝炎ウイルス持続</u>	果的検診手法等の普及」で記載されて
整備したほか、平成 18 年度には、肝疾患医療の均てん化を	<u>感染者を適切な治療につなぐため</u> 「県肝炎ウイルス持続感	いたが、項目の整理上、移行するもの
図るため「肝疾患拠点病院」を整備しました。また、大型商	染者対応マニュアル」 <u>による医療と保健の連携強化を推進</u>	※内容については、時点修正を加えた
業施設での無料の肝炎ウイルス検査も実施しています。	<u>しつつ、</u> 肝疾患医療の均てん化を図るため「肝疾患拠点病	
	院」と肝疾患専門病院等とのネットワークの構築を進めて	
	<u>います。</u>	

In the second se	エーンマンゲーニノンは赤田笠に 日ニ※Lは郷吟笠に	亦五の四九笠
	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所 	変更の理由等
取組みの基本方針	取組みの基本方針	
(1)子どもの頃からの正しい知識の普及	(1)子どもの頃からの正しい知識の普及	(変更なし)
● 市町村や学校等の関係機関と連携し、地域や学校におけ	● 市町村や学校等の関係機関と連携し、地域や学校におけ	(変更なし)
る健康教育を充実させ、子どもの発達段階を踏まえつつ、で	る健康教育を充実させ、子どもの発達段階を踏まえつつ、	
きるだけ早い時期から、喫煙やウイルス等への感染、食生活	できるだけ早い時期から、喫煙やウイルス等への感染、食	
等の生活習慣が及ぼす影響など、がんの予防に関する知識	生活等の生活習慣が及ぼす影響など、がんの予防に関する	
が身につけられるよう支援していきます。	知識が身につけられるよう支援していきます。	
● また、大人になってからのがん検診受診の必要性につい	● また、大人になってからのがん検診受診の必要性につい	(変更なし)
て併せて普及啓発します。	て併せて普及啓発します。	
● 子どもの生活習慣は、親の影響を大きく受けることから、	● 子どもの生活習慣は、親の影響を大きく受けることから、	(変更なし)
市町村の妊産婦健診や乳幼児健診、母子保健推進員による	市町村の妊産婦健診や乳幼児健診、母子保健推進員による	
活動等を活用し、妊産婦や保護者等に対して、がん予防に関	活動等を活用し、妊産婦や保護者等に対して、がん予防に	
する知識を含め、望ましい生活習慣の重要性について普及	関する知識を含め、望ましい生活習慣の重要性について普	
啓発します。	及啓発します。	
● 新聞、テレビ等マスメディアや広報誌、ホームページなど	新聞、テレビ等マスメディアや広報誌、ホームページなど	(変更なし)
様々な媒体を通じて、がん予防に関する正しい情報を提供	   様々な媒体を通じて、がん予防に関する正しい情報を提供	
していきます。	していきます。	
(2)望ましい生活習慣の確立	(2)望ましい生活習慣の確立	(変更なし)

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
● 市町村等の健康教育や健康相談等において、個人の身体	● 市町村等の健康教育や健康相談等において、個人の身体	(変更なし)
や生活状況、ライフステージの課題に応じた望ましい生活	や生活状況、ライフステージの課題に応じた望ましい生活	
習慣に関する知識の普及啓発を行います。	習慣に関する知識の普及啓発を行います。	
● 食品購入や外食時に参考となる食品表示の適正化の指導	● 栄養士、食生活改善推進員、健康づくりボランティアや企	健康増進計画中間評価 (素案) P14 を
や、ヘルシーメニューの提供、栄養成分表示等を行う健康づ	業等が実施する減塩など食生活改善活動等への支援や連携	参考に修正したもの
くり協力店の増加を図るなど食環境整備を推進するととも	<u>を推進しつつ、国の「食事バランスガイド」の活用や富山</u>	
に、食事バランスガイドの活用により望ましい栄養・食生活	の食に着目した「富山型食生活」の普及など、食育と連動	
に関する知識の普及に努めます。	<u>した健康づくりを推進します</u> 。	
● 事業所等と連携し、社員食堂等において、栄養バランスの	● 飲酒をする場合は、節度のある飲酒をすることや、食事は	食生活に関する知識の普及に関する記
よい食事に関する情報の普及を図ります。	偏らずバランスよくとること(①塩蔵食品・食塩の摂取は、	述として、10/17がん協議会資料 2-3 で
	最小限にすること、②野菜や果物不足にならないこと、③	記載があるので、その内容に置き換え
	飲食物を熱い状態でとらないこと)等の望ましい栄養・食	たもの
	生活に関する知識の普及を図ります。	
● 子ども、親及び祖父母の各世代を対象とした三世代ふれ	● 保育所、幼稚園、学校等と連携し、子どもたちやその保護	子ども・若い世代への望ましい食生活
あいクッキングセミナーや高校生、大学生など若者世代を	<u>者への望ましい食生活の普及を図ります。</u>	の普及に関する記述として、健康増進
対象とした食育講座などにより、若い頃からの望ましい食		   計画中間評価 (素案) P14 に記載があ
習慣の定着を図っていきます。		るので、その内容に置き換えたもの
● 地域における食生活をはじめとした生活習慣改善に向け	(削除)	(「新」欄の)2番目の項目と内容が重
た取り組みを一層推進するため、食生活改善推進員など健		複しているので、削除したもの

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
康づくりボランティアの自主的な活動を積極的に支援しま		
<u>\$.</u>		
● 県民歩こう運動推進大会の開催やとやまウォーキングカ	● <u>富山</u> 県民歩こう運動推進 <u>事業</u> やとやまウォーキングカッ	健康増進計画中間評価 (素案) P21 を
ップ等の展開による運動習慣の定着を図るとともに、日常	プ等の展開による運動 <u>の機会づくりを推進する</u> とともに、	参考に修正したもの
生活の中で身体を動かす意識が高まるような啓発活動を推	健康増進普及月間を中心とした、県民一人ひとりが日常生	
進します。	活の中で身体を動かす意識が高まるような啓発活動を推進	
	します。	
● 生活習慣病のリスクを高める過度の飲酒者の減少を目指	(削除)	(「新」欄の)3番目の項目と内容が重
<u>します。</u>		複しているので、削除したもの
	● とりわけ死亡率と罹患率が高くなっている胃がん※につ	
	いては、禁煙や減塩、野菜(でんぷん質を除く)・果物の摂	より、新たに追加したもの
	<u>取などの、胃がんに効果があると考えられる予防法につい</u>	
	ての普及啓発を行います。	
	※胃がんの 75 歳未満年齢調整死亡率 (平成 28 年) と年齢	
	調整罹患率(平成 25 年)の県値が、全国値より高くなっ	
	<u>ていることによる</u>	
		(
(3)たばこ対策の充実、強化	(3)たばこ対策の充実、強化	(変更なし)
		よりにてもなっかいかんとしましょう。
● 健康増進法やたばこの規制に関する世界保健機関枠組条	● 企業・団体等と連携した、喫煙が与える健康への悪影響に 即立る意識点しのための第2章を表現された。	たばこ対策の総論的内容として、10/17
約などを踏まえ、喫煙率の低下と受動喫煙の防止が促進さ	関する意識向上のための普及啓発の推進や禁煙希望者に対	がん協議会資料 2-3 で記載があるの

		+ <b>T</b> 0 <b>T</b> 1 4 4 5
IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
れるよう、普及啓発や受動喫煙のない環境づくり、禁煙支援	<u>する禁煙支援を行います。</u>	で、その内容に置き換えたもの
などたばこ対策の充実を図ります。		
● 喫煙が健康に及ぼす影響についての正しい知識を普及す	● 喫煙が健康に及ぼす影響についての正しい知識を普及す	(変更なし)
るため、世界禁煙デーに併せたキャンペーン、マスメディア	るため、世界禁煙デーに併せたキャンペーン、マスメディ	
やホームページ等を通じた普及啓発を行います。	アやホームページ等を通じた普及啓発を行います。	
● 未成年者の喫煙を防止するため、学校と連携し喫煙の健	● <u>学校保健と連携した</u> 未成年者の喫煙防止や、生涯にわた	健康増進計画中間評価 (素案) P33 を
康に及ぼす影響など健康教育を充実します。	って喫煙しないよう、高校生や大学生、20歳前後の若者な	参考に修正したもの
	ど義務教育後の若者世代に対して働きかけを行うなど喫煙	なお、未成年者の喫煙対策が 2 項目に
● また、生涯にわたって喫煙しないよう、高校生や大学生、	対策を図ります。	分けられていたので、1 項目へ統合し
20 歳前後の若者など義務教育後の若者世代に対して働きか		た
けを行うなど喫煙対策を図ります。		
● 家庭内(居室や自家用車の車内等)での受動喫煙防止や妊	● 家庭(特に子ども)における受動喫煙の機会を減少させる	   家庭での受動喫煙等に関する記述とし
   産婦の喫煙防止を促す取り組みを推進します。	ための普及啓発や、妊産婦や未成年者の喫煙をなくすため	   て、10/17 がん協議会資料 2-3 で記載
	ー の普及啓発を推進します。	   があるので、その内容に置き換えたも
		0
	   ● 庁舎や保健施設、福祉施設や体育施設、文化施設などにお	   健康増進計画中間評価 (素案) P33 を
	ける施設内禁煙を推進します。	参考に新たに追加したもの
	11 OnedX11示任で1性性しよう。	多つにかけにに足がしたり。
		ENVESTING A MOST NOTE OF THE STATE OF THE
● 職場における受動喫煙の防止の取組みが促進されるよ	● 職場における受動喫煙の防止の取組みが促進されるよ 	「労働安全衛生法による対策の動向」
う、労働安全衛生法による対策の動向も踏まえながら、受動	う、 <u>受動喫煙防止ステッカーの普及など、</u> 受動喫煙のない	から県の取組みとしての「受動喫煙ス

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
喫煙のない職場を目指して中小企業等の事業主向けの普及	職場を目指して中小企業等の事業主向けの普及啓発を <u>推進</u>	テッカー」の記載へ置き換えたもの
啓発を強化します。	します。	
● 禁煙等に取り組む飲食店等の増加を目指し、「健康づくり	(削除)	健康づくり協力店がH29 年度より健
協力店」の登録の推進や富山県オリジナルの禁煙マークの		康寿命日本一応援店へと登録基準が見
<u>普及を図ります。</u>		直されたことや、現在では、受動喫煙
		防止ステッカーを主として普及啓発し
		ていることから、削除するもの
● 喫煙をやめたい人に対して、医療機関による禁煙外来や	● 喫煙をやめたい人に対して、医療機関による禁煙外来や	(変更なし)
検診機関等による禁煙サポート教室、市町村による保健指	検診機関等による禁煙サポート教室、市町村による保健指	
導等において情報提供を行うなど、禁煙サポート体制を充	導等において情報提供を行うなど、禁煙サポート体制を充	
実します。	実します。	
● 歯周病と喫煙習慣に関連性があることから、県歯科医師		(変更なし)
会と連携し、歯科医療機関で治療中の喫煙者に対する禁煙	会と連携し、歯科医療機関で治療中の喫煙者に対する禁煙	
支援を推進します。	支援を推進します。	
	( a )   ( a ) = 1 (m+++ 1) = 7 = 4	( <del>-tr</del>
(4)ウイルスや細菌など感染の予防	(4) ウイルスや細菌など感染の予防	(変更なし)
● 成沈にお田ナフギノ・の景体として、フロ際ギノにのい		フウ変ない マ叶 (エロエ) ロゥインル
● 感染に起因するがんへの対策として、子宮頸がんについ では、子宮頸がくる味(UD)() 日々まいの接種の兼事政務		
ては、子宮頸がん予防(HPV)ワクチンの接種の普及啓発	ては、国(厚生労働省審議会(予防接種・ワクチン分科会	
や子宮がん検診の充実を図ります。	<u>副反応検討部会))の検討状況を踏まえた</u> 子宮頸がん予防	奨再開の是非が検討中である状況を鑑

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
	(HPV) ワクチンの接種の普及啓発や子宮 <u>頸</u> がん検診の普及	み、追記したもの
	啓発を行います。	
	● 胃がんの発生リスクであるヘリコバクターピロリ菌につ	10/17 がん協議会資料 2-3 での記載に
	いて、国における除菌の胃がん発症予防への有効性に関す	より、新たに追加したもの
	<u>る検討を踏まえつつ、除菌が胃がんの予防において重要な</u>	
	役割を担っていることの理解を促進します。	
※分野別施策「2. がんの早期発見体制の強化」の個別施策「(1)		
検診受診率の向上」から移行		
● 肝炎ウイルスについては、検査体制の充実や検査機会の	● 肝炎に関する正しい知識の普及啓発や、 肝炎ウイルス検	前計画の分野別施策「2.がんの早期発
提供等を通じて、早期発見・早期治療につなげ、肝がんの発	査体制の充実 <u>、</u> 検査機会の提供等を通じて、肝炎の早期発	
<b>症予防に努めていきます。</b>	見・早期治療につなげ <u>ることにより、</u> 肝がんの発症予防に	受診率の向上」で記載されていたもの
	努め <u>ます</u> 。	を、項目の整理上、移行したもの
● 富山県 H T L V - 1 母子感染対策マニュアルの活用によ	● 富山県HTLV-1母子感染対策マニュアルの活用によ	(変更なし)
り、母子感染の予防対策等に取り組みます。	り、母子感染の予防対策等に取り組みます。	

## 次期「県がん対策推進計画 (H30~35) 」分野別施策に関する新旧対照表 【2 がんの早期発見体制の強化】

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
現状と課題	現状と課題	
≪がん検診の受診状況について≫	《 <u>検診受診率の向上</u> 》	施策体系の個別施策名と合わせた
<ul><li>  市町村が実施している検診の受診率は、全国平均より高</li></ul>	<ul><li>市町村が実施している検診の受診率は、全国平均より高</li></ul>	
くなっていますが、肺がん・乳がんが 30%台、子宮がん・	くなっていますが、 <u>肺がんが 30%台、乳がん・子宮がん・</u>	時点修正したもの
大腸がんが 20%台で、胃がんは 20%を下回る(平成 23 年	大腸がんが 20%台で、胃がんは 10%台 (平成 <u>27</u> 年度地域	
地域保健・健康増進事業報告)など、目標の 50%には達し	保健・健康増進事業報告)など、目標の 50%には達してい	
ていない状況です。	ない状況です。	
● 職域等を含めたがん検診受診率(平成22年国民生活基礎調査)においても、いずれも全国平均より高くなっていますが、最も高い胃がんで30%台、次いで、肺がん・乳がん・大腸がん・子宮がんで20%台となっています。	● 職域等を含めたがん検診受診率 (平成 28 年国民生活基礎調査) においても、いずれも全国平均より高くなって <u>おり</u> 、 <u>肺がんでは 50%を超えています。また、胃がん・大腸がん・乳がんで 40%台、子宮がんでは 30%台</u> となっています。	時点修正したもの
● 市町村では、受診率向上に向け、広報誌や回覧板などによ	● 市町村では、受診率向上に向け、広報誌や回覧板などによ	
る案内や個別の受診案内の送付、がん対策推進員による受	る案内や個別の受診案内の送付、がん対策推進員による受	
診の呼びかけなど、きめ細かく受診勧奨を行うとともに、	診の呼びかけなど、きめ細かく受診勧奨を行うとともに、	
早朝、夜間、休日等の検診実施や他の検診と組み合わせた	早朝、夜間、休日等の検診実施や <u>レディース検診、</u> 他の検	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 に
複合検診など受診しやすい体制づくりに努めています。	診と組み合わせた複合検診など受診しやすい体制づくりに	おける記載により追記したもの
	努めています。	
● 県では、市町村が行う節目年齢検診(※1、37 頁参照)や	<ul><li>● 県では、市町村が行う節目年齢検診(※1、39 頁参照)や</li></ul>	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
重点年齢検診 (※2、37 頁参照) への助成による自己負担の	重点年齢検診(※2、 <u>39</u> 頁参照)への助成による自己負担の	
軽減、がん対策推進員による受診勧奨や普及啓発活動に対	軽減、がん対策推進員による受診勧奨や普及啓発活動に対	
する助成を行ってきました。	する助成を行って <u>います</u> 。	表現を修正したもの
また、平成 20 年度から、乳がん・子宮がん検診を重点的	また、 <u>関係機関と連携したショッピングセンター等でのが</u>	7/18 がん県民会議・協議会参考資料 3
に推進するためピンクリボンキャンペーンを実施すると	<u>ん検診普及啓発キャンペーンを実施するなど、受診率向上</u>	P3 を参考にして修正したもの
ともに、平成 24 年度からは、大腸がんなども含めたがん	<u>のための普及啓発を行っています</u> 。	
検診普及啓発キャンペーンとして拡充し、幅広い普及啓発		
を行っています。		
● 県では、中小企業のがん検診を推進するため、商工団体が	● 県では、中小企業のがん検診を推進するため、商工団体 <u>等</u>	中小企業団体中央会への助成も行って
行うがん検診の企画や啓発指導に対して助成を行ってき	が行うがん検診の企画や啓発指導に対して助成を行ってい	いるので、「等」を追記したもの
ました。	ます。	
また、平成 22 年には企業と「がん対策推進に関する協定」	また、民間企業と「がん対策の推進に関する協定」を締結	時点修正したもの
を締結し、協定企業と連携した普及啓発やがん予防推進員	し、協定 <u>締結</u> 企業と連携した普及啓発やがん予防推進員に	
による啓発活動に取り組んできました。	よる啓発活動に取り組んでいます。(平成28年9月現在、	
	17 社と締結)	
	● がん検診の未受診者を性別や過去の受診歴に応じて分類	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 を
	<u>し、それぞれに応じた受診勧奨(イラストを用いた分かり</u>	引用し、新たに追加したもの
	やすいパンフレット等の郵送)を行う等、科学的根拠に基	
	づいた受診率を向上させる効果的な受診勧奨を実施する市	
	<u>町村への支援を実施しました。</u>	
● 検診受診率については、乳がん・子宮がんでは増加傾向に	● 検診受診率については、 <u>いずれの部位も全国平均を上回</u>	10/17 がん協議会資料1より引用した

ΙΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
ありますが、その他は横ばいで、特に、働く世代の受診率	っているものの、目標の50%に達しておらず、関係機関と	\$0
が低いことや、退職後の未受診者への対策が課題となって	連携し、職域や家庭等も含めた幅広い普及啓発が必要です。	
います。		
また、職域や個人で検診を受ける者の受診率を把握する	(削除)	全国的な問題であり、国として対策を
<u>仕組みがないことなども課題となっています。</u>		講ずべき課題であるという整理より、
		削除するもの
≪効果的ながん検診の実施について≫	《効果的 <u>検診手法等の普及</u> 》	施策体系の個別施策名と合わせた
● 全国に先駆け、乳がん検診へのマンモグラフィの導入、モ	● 全国に先駆け <u>た</u> 乳がん検診へのマンモグラフィの導入、	<ul><li>年数が経過したことを踏まえ、「モデ</li></ul>
デル事業の成果を踏まえた肺がん検診へのヘリカルCT	<del>デル事業の成果を踏まえた</del> 肺がん検診へのヘリカルCTの	ル事業の成果を踏まえた」を削除
の導入、PET検査(※陽電子放射断層撮影装置)の普及	導入、PET検査(※陽電子放射断層撮影装置)の <del>普及な</del>	・「効果的な検診手法」という表現につ
など効果的な検診手法を導入し普及啓発を行ってきまし	<del>ど効果的な検診手法を導入し</del> 普及啓発を行ってきました。	いては、現在、国のがん検診指針等
<i>t</i> =.		で「科学的根拠の基づき効果的であ
		る」旨が示されていない状況を鑑み
● 肝炎ウイルス持続感染者の肝がんへの移行を予防するた	● (削除)	削除した
め、平成 17 年度に、全国に先駆けて富山県肝炎診療協議	※分野別施策「1.がんにかからない生活習慣の確立」の個	
会を設置し、「県肝炎ウイルス持続感染者対応マニュアル」	別施策「(4) ウイルスや細菌など感染の予防」へ移行	
を整備したほか、平成 18 年度には、肝疾患医療の均てん		
化を図るため「肝疾患拠点病院」を整備しました。また、		
大型商業施設での無料の肝炎ウイルス検査も実施してい		
ます。		

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
	● また、乳がん節目検診における超音波検査、胃がん節目検	実際の取組みについて、追加したもの
	診での内視鏡検査に対する支援を実施しています。	
	≪検診精度の向上≫	施策体系の個別施策名を追加
▶ がんによる死亡者を減少させるには、効果的ながん検診	● がんによる死亡者を減少させるには、効果的ながん検診	
により、がんを早期に発見することが重要であり、県民自	により、がんを早期に発見することが重要であり、県民自	
らが定期的にがん検診を受けようという意識の高揚を図	らが定期的にがん検診を受けようという意識 <u>向上や</u> 、がん	趣旨を鑑み、表現を修正したもの
り、がん検診を受診する者の増加を図るとともに、精度の	検診を受診する者の増加を図るとともに、精度の高い効果	
高い効果的な検診体制の整備が必要です。	的な検診 <u>を実施できる体制の充実を図ること</u> が必要です。	

IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
取組みの基本方針	取組みの基本方針	22.0 2.1.0
(1)検診受診率の向上	(1)検診受診率の向上	
● 県民自らが、がんの早期発見のため、がん検診を定期的に	● 県民自らが、がんの早期発見のため、がん検診を定期的に	
受け、自分の健康状態を把握することの重要性について理	受け、 <u>また、要精検者は精密検査を受診するよう、</u> 自分の	10/17 がん協議会資料 2-3 での記載よ
解し、受診行動につなげるよう、市町村や企業、関係団体と	健康状態を把握することの重要性について理解し、受診行	り追加したもの
連携し、あらゆる機会や場を通じて普及啓発を行っていき	動につなげるよう、市町村や企業、関係団体と連携し、あ	
ます。	らゆる機会や場を通じた普及啓発を行います。	
● 30 歳代以降から罹患率が高くなる女性特有のがん(乳が	● 30 歳代以降から罹患率が高くなる女性特有のがん(乳が	国立がん研究センターHPでは、乳が
ん、子宮頸がん)の検診の必要性について、ピンクリボン月	ん、子宮頸がん)の検診の必要性について、ピンクリボン月	んは 30 歳代以降から罹患率が高くな
間に併せ普及啓発を図ります。	間に併せ普及啓発を図ります。	ることは確認できたが、子宮頸がんは
		20 歳後半から罹患率が高くなる旨が
		記載されていたため、削除するもの
● 市町村等と連携し、退職後に複数年検診を受けていない	● 市町村等と連携し、退職後に複数年検診を受けていない	
者など未受診者への個別勧奨や、休日・夜間検診の実施など	者など未受診者への個別勧奨や、休日・夜間検診の実施 <u>、</u>	
受診しやすい環境整備に努めます。	がん検診受診料負担の軽減のための節目年齢・重点年齢検	10/17 がん協議会資料 2-3 での記載よ
	<u>診や、効果的な受診勧奨等を推進します。</u>	り追加したもの
		( I
● 地域において、がん検診推進の担い手となる「がん対策推	● 地域において、がん検診推進の担い手となる「がん対策推	(変更なし)
進員」等のボランティアの活動に対して、引き続き、支援し	進員」等のボランティアの活動に対して、引き続き、支援 ・・・・・	
ます。	します。	
▲ お / 検診が、性中体体を含木 / 医療保険者 / 5分類ウクタル	▲ が、	(亦再 +> 1 )
● かん快診が、特定健康診査(医療保険者)や労働安全衛生	● がん検診が、特定健康診査(医療保険者)や労働安全衛生	(変更なし)

IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
法に基づく健康診査(事業主)と一体的に実施されるよう国	法に基づく健康診査(事業主)と一体的に実施されるよう	
に働きかけていきます。	国に働きかけていきます。	
● 企業や医療保険者、市町村等が実施する人間ドック等に	● <u>任意型検診(</u> 人間ドック等)において、引き続き、希望者	内容の趣旨を鑑み、表現を修正したも
おいて、引き続き、希望者に対するPET/CT検査の利用	に対するPET/CT検査の利用を図ります。	の(県医療計画でも同様の内容あり)
を図ります。		
<ul><li>■ 県や厚生センターで開催している「地域・職域推進連絡協</li></ul>	   (削除)	   関係者と連携したがん検診推進につい
議会」を通じて、医療保険者や事業主に対して、がん検診の		************************************
推進を働きかけていきます。		容が重複しているため、項目の整理上、
		削除するもの
		Hiller A の の かっ
▲ 人类しの「メビ/ トン笠サーンサーに囲せておっついなけん类のはよ		
● 企業との「がん対策推進に関する協定」の締結企業の拡大	● 検診機関や協定締結企業など関係機関と連携を強化し、	総合計画骨子「安心3 最先端のがん医
を図るとともに、協定企業の従業員等による「がん予防推進	協定締結企業の従業員等による「がん予防推進員」の協力	療」の<主な施策の項目と具体例>と
員」の協力も得ながら、検診受診のさらなる普及啓発を図り	も得ながら、検診受診のさらなる普及啓発を図ります。	表現を合わせたもの
ます。		
● 働く世代の受診促進が図られるよう、中小企業等の事業	● 働く世代の受診促進が図られるよう、中小企業等の事業	
主への意識啓発を強化します。	主への <u>普及</u> 啓発を強化します。	文言統一のため修正
● 職域のがん検診や、個人で受診するがん検診等の実態把	■ 職域のがん検診については、国における、職域での受診者	国計画P14の(取り組むべき施策)の
握を含め未受診の理由等の分析を行い、受診機会の拡大な	数等の必要なデータ収集ができる仕組みに関する検討結果	表現を引用し修正したもの
ど受診率向上に向けた取り組みを推進します。	<u>を踏まえ、職域での受診状況の分析や</u> 受診率向上に向けた	
	   取組みを推進します。	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
III	利 次アンダープインは変更固別、兄ん用しは削除固別	変更の珪田寺
● 検診の結果、精密検査が必要とされた者の受診が促進さ	● 検診の結果、精密検査が必要とされた者の受診が促進さ	(変更なし)
れるよう、県ホームページ等で精密検査実施機関等の情報	れるよう、県ホームページ等で精密検査実施機関等の情報	
提供を行います。	提供を行います。	
● 肝炎に関する正しい知識の普及啓発や、肝炎ウイルス検	(削除)	
査体制の充実、検査機会の提供等を通じて、肝炎の早期発	※分野別施策「1.がんにかからない生活習慣の確立」の個別	
見・早期治療につなげることにより、肝がんの発症予防に努	施策「(4) ウイルスや細菌など感染の予防」へ移行	
<u>めます。</u>		
	● 受診者に分かりやすくがん検診を説明する等、受診者が、	   10/17 がん協議会議資料 2-3 により、
	がん検診の意義、必要性を適切に理解するための普及啓発	   新たに追加したもの
(2)効果的検診手法の普及	(2)効果的検診手法等の普及	   施策体系の個別施策名と合わせた
(2) 劝未时快起于从00百尺	(2)划未的快龄于丛 <u>寺</u> の自及	旭水仲示り   別旭泉石とロ47년/こ
● 国の「がん検診のあり方に関する検討会」の検討結果を踏	● 国において、科学的根拠に基づき精度が高く効果的であ	内容の趣旨を鑑み、表現を整理したも
まえ、市町村や検診機関とも連携し、科学的根拠に基づき精	るとされる検診手法が新たに示された場合は、市町村や検	$\mathcal{O}$
度の高い効果的な検診が実施されるよう努めます。 	診機関等とも連携し、 <u>その検診手法が速やかに実施される</u>	
	<u>よう努めます。</u>	
● がんを早期に発見するため、重点年齢者に対して効果的	(削除)	「(1)検診受診率の向上」に該当する
で精度の高い検診を提供するとともに、がん発見率の高い		内容のため、項目の整理上、削除する
精度の高い検診が、少なくとも節目年齢検診において実施		もの

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
<u>されるよう努めます。</u>		
● 乳がん節目検診における超音波検査、肺がん節目検診で	<ul><li>■ 乳がん節目検診における超音波検査、肺がん節目検診で</li></ul>	(変更なし)
のヘリカルCT検査、胃がん節目検診での内視鏡検査に対	のヘリカルCT検査、胃がん節目検診での内視鏡検査に対	
する支援を引き続き実施します。	する支援を引き続き実施します。	
● 効果的で精度の高い検診手法とされる、子宮頸がんに対	● <del>効果的で精度の高い検診手法とされる、</del> 子宮頸がんに対	・「効果的で精度の高い検診手法とさ
するヒトパピローマウイルス検査、胃がんに対するヘリコ	するヒトパピローマウイルス検査、胃がんに対するヘリコ	れる」については、現在、国等で明
バクター・ピロリ抗体検査、ペプシノゲン検査の検診への導	バクター・ピロリ抗体検査、ペプシノゲン検査 <u>については、</u>	示されていないため削除するもの
入については、国の検討結果等も踏まえ検討します。	国の検討によりその有効性が立証された場合に、それらに	・趣旨を鑑み表現を修正
	対する支援について検討します。	
	● 乳がんに関しては、日常の健康管理の一環としての自己	10/17 がん協議会議資料 2-3 より新た
	<u>触診によって、しこり(腫瘤)に触れるなどの自覚症状を</u>	に追加したもの
	認めることにより発見される場合もあるため、乳がん検診	
	に加えて自己触診の重要性も合わせた普及啓発を実施しま	
	<u>す。</u>	
(3) 検診精度の向上	(3)検診精度の向上	(変更なし)
● 富山県検診機関等連絡協議会等において、引き続き、各検	● 富山県検診機関等連絡協議会等において、引き続き、各検	「国の検討結果を踏まえ、」について
診機関での検査方法や実施体制等の評価を行うとともに、	診機関での検査方法や実施体制等の評価を行うとともに、	は、現在、精度管理のためのマニュア
国の検討結果を踏まえ、さらに精度の高い検診が実施され	<del>国の検討結果を踏まえ、</del> さらに精度の高い検診が実施され	ルが国立がん研究センターから示され
るよう努めます。	るよう努めます。	ていることから、削除する

IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
動力がの検診に携わる医療関係者の資質の向上を図るため、	● がん検診に携わる医療関係者の資質の向上を図るため、	
医師、診療放射線技師、臨床検査技師等を対象に講習会、研	医師、診療放射線技師、臨床検査技師等を対象とした研修	
修会等を行っていきます。	等を実施します。	表現を修正
■ がん検診の結果、要精密検査となった者への受診勧奨を	● がん検診の結果、要精密検査となった者への受診勧奨を	
強化するため、市町村や事業所、検診機関、精検検査実施機	強化するため、 <u>引き続き、</u> 市町村や事業所、検診機関、精	趣旨を鑑み、表現を修正したもの
関等の連携体制を整備していきます。	密検査実施機関等と連携 <u>協力して取り組みます</u> 。	
(※1) 節目年齢検診とは:市町村が実施している節目年齢検	(※1) 節目年齢検診とは:市町村が実施している節目年齢検	(修正なし)
診(胃がん、乳がん:40~60歳、子宮がん:20~60歳、肺	診(胃がん、乳がん:40~60歳、子宮がん:20~60歳、肺	
がん:50~70 歳の間の5歳ごと)をいいます。市町村が対	がん:50~70歳の間の5歳ごと)をいいます。市町村が対	
象者の負担軽減のため検診費を減免又は免除する場合、県	象者の負担軽減のため検診費を減免又は免除する場合、県	
は市町村に対して助成。	は市町村に対して助成。	
(※2) 重点年齢検診とは:乳がん及び子宮がん検診のそれぞ	(※2) 重点年齢検診とは:乳がん及び子宮がん検診のそれぞ	
れのがん死亡が増加する10年前の年齢を重点年齢として	れのがん死亡が増加する10年前の年齢を重点年齢として	
市町村が実施している検診(子宮がん:21~39歳、乳がん:	市町村が実施している検診(子宮がん:21~39歳、乳がん:	
41~49 歳の重点年齢期間のうち5歳ごとの節目検診の間に	41~49 歳の重点年齢期間のうち5歳ごとの節目検診の間	
1回づつ市町村が設定するもの)。市町村が対象者の負担軽	に1回ずつ市町村が設定するもの)。市町村が対象者の負担	
減のため検診費を減免又は免除する場合、県は市町村に対	軽減のため検診費を減免又は免除する場合、県は市町村に	
して助成。	対して助成。	

## 次期「県がん対策推進計画 (H30~35)」分野別施策に関する新旧対照表 【3 質の高い医療が受けられる体制の充実】

В	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
現状と課題	現状と課題	
≪がん医療について≫	≪富山県のがん診療体制の強化≫	施策体系の個別施策名と合わせた
● がんの主な治療法には、手術療法、放射線療法、化学療法	(削除)	個別施策の分野が異なるため削除
などがあり、単独又はこれらを組合せた集学的治療が行わ		※個別施策「手術療法、放射線療法、
<u>れています。</u>		薬物療法、支持療法のさらなる充実
		とチーム医療の推進」で記載
● 本県では、平成18年度に8つの病院ががん診療連携拠点	● 富山県では、10の拠点病院(平成29年度現在、国指定7	
病院として国の指定を受け、平成 19 年にオープンした共同	病院と県指定3病院)が連携協力し、病院毎の特性を活か	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2
利用型の「とやまPET画像診断センター」を加えた「富山	しながら、二次医療圏毎に集学的医療、緩和ケア、在宅療	(3ページ目)を参考に記載
型がん診療体制(※42 頁、コラム参照)」により、がん医療	養支援を提供できるがん診療体制を構築し、さらに、平成	
の均てん化と質の向上を図ってきました。平成 22 年には、	19 年にオープンした共同利用型の「とやまPET画像診断	
在宅療養や支援を担う2病院を富山県がん診療地域連携拠	センター」 <u>の運用により、がん医療の均てん化と質の向上</u>	
点病院として県独自に指定し、診療体制の充実を図りまし	<u>を図ってきました。</u>	
た。		
● タギ/シ病・声性加上症院では、声明めかが強しせ出たち	(削除)	個目技築の八昭が囲わてたみ ************************************
● 各がん診療連携拠点病院では、専門的な知識と技能を有		個別施策の分野が異なるため、該当するのの
する医師をはじめとする医療従事者が配置されるととも	※個別施策「手術療法、放射線療法、薬物療法、支持療法のさ	る分野へ移行するもの
に、放射線療法、化学療法については、リニアックなどの放	らなる充実とチーム医療の推進」へ移行	
射線治療機器の整備や外来化学療法の充実など推進が図ら		
れ、手術療法、放射線療法、化学療法、あるいは、これらを		
組み合わせた集学的治療等が提供されています。		

В	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
114	利 バノング ブーン16次美国が、光元内の16円が国が	<b>文文</b> 0/在四寸
<ul><li>■ また、日本人に多い五大がん(肺がん、胃がん、肝がん、</li></ul>	● <u>拠点病院を中心に策定された</u> 日本人に多い五大がん(肺	   7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2
大腸がん、乳がん)の県内統一の地域連携クリティカルパス	がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん) <u>に関する</u> 県内	(3ページ目)を参考に記載
(※47頁、コラム参照)が、拠点病院を中心に策定され、切れ	統一の地域連携クリティカルパス(※47 頁、コラム参照) <u>に</u>	
目のないがん医療が提供されるとともに、キャンサーボー	ー ついては、その運用件数が停滞していることから、がん患	
ド(※1、46 頁参照)の体制整備も進められてきました。	者が退院後も住み慣れた地域で療養生活を送れるよう、拠	
● がんの医療体制の整備が進められる一方、インフォーム	(削除)	国計画では、当該事項を課題として記
ド・コンセント(※2、47 頁参照)が十分でないこと、セカン		載する内容が無いため削除するもの
ドオピニオン(※3、47 頁参照)が十分に活用されていない		
ことなどが指摘されており、患者とその家族の視点に立っ		
<u>た取り組みが求められています。</u>		
● 近年、高度に専門化、複雑化するがん医療において、放射	(削除)	国計画では、当該事項を課題として記
線療法や化学療法の専門医不足とともに、外科医の不足が		載する内容が無いため削除するもの
指摘されています。こうした状況の中、医師等への負担を軽		
減し診療の質を向上させ、また、患者とその家族に対し精神		
的なサポートも含めたきめ細やかな支援を実施するため、		
多職種で医療にあたるチーム医療の推進が一層求められて		
います。		
● この他、地域連携クリティカルパスを活用したがん診療	(削除)	地域連携クリティカルパスを活用した
連携拠点病院と地域の医療機関等の適切な役割分担と相互		連携については、(「新」欄の)前項目

IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
の連携を図る地域完結型の医療体制の整備が進められてい		で記載済みのため削除するもの
<u>ます。</u>		
	≪手術療法、放射線療法、薬物療法、支持療法のさらなる充実	   個別施策名を追加
   (≪がん医療について≫から移行した項目)		
│ │ ● 各がん診療連携拠点病院では、専門的な知識と技能を有	│ │ ● 拠点病院では、専門的な知識と技能を有する医師をはじ	  ・表現統一のため修正
する医師をはじめとする医療従事者が配置されるととも	めとする医療従事者が配置されるとともに、放射線療法、	・化学療法は、薬物療法へ修正
に、放射線療法、化学療法については、リニアックなどの放	薬物(化学)療法については、リニアックなどの放射線治	
射線治療機器の整備や外来化学療法の充実など推進が図ら		
	療機器の整備や外来薬物療法の充実等が図られ、手術療法、	
れ、手術療法、放射線療法、化学療法、あるいは、これらを	放射線療法、 <u>薬物</u> 療法、あるいは、これらを組み合わせた	
組み合わせた集学的治療等が提供されています。 	集学的治療等が提供されています。 	
	● 拠点病院におけるがん医療関連チーム数(平成28年度:	7/18 がん県民会議・協議会議資料 3-
	57 チーム)は、前計画策定時(平成 23 年度:46 チーム)	2(3ページ目)を参考にして、新たに
	から比較すると、改善傾向にあるものの、前計画の目標(100	追加したもの
	チーム)には達していません。患者とその家族が抱える様々	
	<u>な苦痛、悩み及び負担に応え、安全かつ安心で質の高いが</u>	
	<u>ん医療を提供するため、今後もチーム医療の推進が必要で</u>	
≪医療従事者の研修、育成について≫	≪ <u>がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質の向上</u>	施策体系の個別施策名と合わせた

		**************************************
IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
※項目順序としては、≪緩和ケアについて≫の次となる項目	<b>»</b>	
だが、新旧比較のため順番を入れ替えている		
● 手術療法、放射線療法、化学療法、緩和ケア等のがん医療	● 集学的治療等の提供については、引き続き、手術療法、放	人材育成に係る総論的記述として、国
に専門的に携わる医師をはじめ、薬剤師や看護師、がん患者	射線療法、薬物療法及び免疫療法を専門的に行う医療従事	計画P71の1段落目をそのまま引用
の口腔ケアに携わる歯科医師等の医療従事者のさらなる育	者を養成するとともに、こうした医療従事者と協力して、	し、新たに追加したもの
成が求められています。	がん医療に関する基本的な知識や技能を有し、がん医療を	
	支えることのできる薬剤師、看護師等の人材を養成してい	
	<u>く必要があります。</u>	
● 富山県がん診療連携協議会の「研修部会」において、各が	● 各拠点病院等で構成される富山県がん診療連携協議会の	<ul><li>・文言統一(拠点病院)</li></ul>
ん診療連携拠点病院でのがん医療に関する研修について情	「研修部会」において、 <u>拠点病院</u> でのがん医療に関する研	
報交換し、研修体制を構築しています。	修について情報 <u>共有を行い、研修内容の質の向上に努めて</u>	・現状を踏まえ、表現を修正
	<u>います。</u>	
● 平成24年度には、新たに「緩和ケア部会」を設置し、緩	● 緩和ケア研修会の受講者数(平成29年3月末現在:医師	7/18 がん県民会議・協議会議資料 3-
   和ケア研修を実施するとともに研修修了者を対象としたフ	<u>1,275名、コメディカル(看護師等)897名)については、</u>	2 (3ページ目) を参考に修正したもの
   ォローアップ研修等を実施しています。	富山県がん診療連携協議会の「緩和ケア部会」において受	
	講を積極的に推進したことなどにより、前計画の目標(医	
	師:850 名、コメディカル 600 名)を達成しました。_	
	<ul><li>● 県看護協会において、がん医療における質の高い看護の</li></ul>	   7/18 がん県民会議・協議会議資料 3-
		   2 (3ページ目) を参考に新たに追加し
	教育課程を開講しました。(緩和ケア分野は平成 28 年度を	たもの

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
	もって終了し、平成29年度からは「摂食嚥下障害看護」認	
	<u>定看護師教育課程を実施)</u>	
● 県がん診療連携拠点病院である県立中央病院では、地域	● 拠点病院の連携のもと、がん患者に対する看護の充実を	現状を踏まえ、修正したもの
がん診療連携拠点病院等との連携のもと、がん患者に対す	図るため、がん看護に携わる看護師を対象とした <u>がん看護</u>	
る看護の充実を図るため、がん看護に携わる看護師を対象	臨床実践研修を実施し、質の高い看護師の育成を行ってい	
とした臨床実践研修を実施し、質の高い看護師の育成を行	ます。	
っています。		
● 富山大学では、北陸3県の4大学と連携し、「北陸高度が	● 富山大学では、 <u>北信地区の5</u> 大学と連携し、「 <u>北信がんプ</u>	現状を踏まえ、修正したもの
んチーム養成基盤形成プラン」を策定し、高い臨床能力や研	<u>ロ(文部科学省「がん専門医療人材(がんプロフェッショ</u>	
究能力をもった医師や、チーム医療のリーダーとして活躍	ナル)養成プラン」)」を策定し、高い臨床能力や研究能力	
できる薬剤師や看護師など、専門的な医療従事者の育成に	をもった医師や、チーム医療のリーダーとして活躍できる	
取り組んでいます。	薬剤師や看護師など、専門的な医療従事者の育成に取り組	
	んでいます。	
● すべての拠点病院が、がん治療認定医の研修施設に認定	(削除)	現状では、すべての拠点病院が「がん
され、がんの診断や治療等に関する知識と技術を有する医		治療認定医研修施設」に認定されてい
<u>師の育成強化に取り組んでいます。</u>		る状況ではないので、削除するもの
		※日本がん治療認定医機構HPより確
		認済み
● がん患者が医療機関を選択する際に、医療機関が実施す	(削除)	国計画等において、本内容を指摘する
る治療の内容や実績、専門医等に関する情報の提供が十分		記述が確認できなかったため、削除す

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
ではないと指摘されています。		るもの
	≪ <u>がんゲノム医療・免疫療法を含めた最新の医療技術への対</u>	標題を追加(個別施策名)
	<u>応</u> ≫	
	● 県がん診療連携拠点病院である県立中央病院に、がん等	7/18 がん協議会議資料 3-2 より新た
	の高度専門医療に対応した「先端医療棟」を開設し、ロボ	に追加したもの
	<u>ット手術などの先進的な手術を行える低侵襲手術センタ</u>	
	一、高度な生命維持装置を備えた特定集中治療室と救命救	
	急治療室から成る高度集中治療センター、内視鏡による最	
	新の検査・治療を行う内視鏡センター、最先端のMRI・	
	CTを有する高度画像診断センターを配置しました。	
	● 国の第3期がん対策推進基本計画では、拠点病院等にお	
	いて、がんゲノム医療を実現するため、次世代シークエン	
	サーを用いたゲノム解析の品質や精度を確保するための <u>基</u>	免疫療法 P25)を参考に追加したもの
	<u>準の策定、解析結果の解釈(臨床的意義づけ)や必要な情</u>	
	<u>報を適切に患者に伝える体制整備、遺伝カウンセリングを</u>	
	行う者等のがんゲノム医療の実現に必要な人材の育成やそ	
	<u>の配置を進めていく必要があるとしています。</u>	
	また、免疫療法に関しては、十分な科学的根拠を有する治	
	療法とそうでない治療法があり、国民にとっては、その区	
	別が困難な場合があり、国民が免疫療法に関する適切な情	
	報を得ることが困難となっているとの指摘があるとされて	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
	<u>います。</u>	
≪緩和ケアについて≫	   ≪ <u>がんと診断された時からの</u> 緩和ケア <u>の推進</u> ≫	施策体系の個別施策名と合わせた
● がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアが、がんと診断された時から、治療・在宅療養など様々な場面で切れ目なく実施される必要があります。	■ がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアが、がんと診断された時から、治療・在宅療養など様々な場面で切れ目なく実施される必要があります。	(修正なし)
● 全てのがん診療連携拠点病院において、緩和ケアチームや緩和ケア外来が整備され、がん診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催や、緩和ケアの地域連携等の取り組みを実施してきました。	● 全ての <u>拠点病院</u> において、緩和ケアチームや緩和ケア外来が整備され、がん診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催や、緩和ケアの地域連携等の取り組みを実施してきました。	文言統一のため、「がん診療連携拠点病院」から「拠点病院」へ修正
● 緩和ケア病棟は県立中央病院(25 床)と富山市民病院(20 床)に、緩和ケア病床は市立砺波総合病院(8 床)と高岡市 民病院(8 床)に整備されています。	● 緩和ケア病床については、平成4年度に県内で15床(県立中央病院のみ)の状況から、平成29年度には90床(県立中央病院25床、富山市民病院17床、厚生連高岡病院16床、高岡市民病院20床、富山赤十字病院12床)まで増加しました。	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 より修正したもの
● がんの緩和ケアについて、身体的苦痛だけでなく、不安や 抑うつなどの心理的苦痛、就業や経済的負担等の社会的苦 痛など様々な苦痛に対して十分なケアを提供する必要があ ると指摘されています。しかし、緩和ケアが終末期にある患	(削除)	国計画では、当該事項を課題として記載する内容が無いため削除するもの ※前国計画では、同趣旨の内容について記述されている

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
者を対象としたものとする誤った認識があり、緩和ケアへ		
<u>の県民の理解が十分とは言えません。</u>		

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
取組みの基本方針	取組みの基本方針	
(1) 富山型がん診療体制の強化	(1)富山 <u>県の</u> がん診療体制の強化	
		施策体系の個別施策名と合わせた
● 拠点病院がこれまで担ってきた機能を継続・強化できる	● 拠点病院がこれまで担ってきた機能を継続・強化できる	
よう支援し、県全体のがん医療水準のさらなる向上を図り	よう支援し、県全体のがん医療水準のさらなる向上を図り	(変更なし)
ます。	ます。	
● 高度ながん診療に対応できる専門医師等の優れた人材の	(削除)	「検査・治療機器等の整備」について
確保や、高性能な検査・治療機器の整備に努めるとともに、		は、前項目での「県全体のがん医療水
難度の高い治療手技が必要となる患者や心臓病等の合併症		準のさらなる向上」を図るための一つ
<u>のある患者にも十分対応できるよう、さらなる診療体制の</u>		の手段であり、その内容として含まれ
<u>充実を図ります。</u>		ていると整理し、削除するもの
● 住み慣れた地域で質の高いがん医療が受けられるよう、	● 住み慣れた地域で質の高いがん医療が受けられるよう、	10/17 がん協議会資料 2-3 により、修
拠点病院と地域の医療機関等の連携によるがん医療体制の	<u>国で検討されている地域連携クリティカルパスのあり方の</u>	正したもの
ネットワーク化を図ります。	<u>見直しの検討結果を踏まえた、</u> 拠点病院と地域の医療機関	
	等の連携 <u>強化を図ります。</u>	
● すべての拠点病院において、より正確な画像診断や病理	● すべての拠点病院において、より正確な画像診断や病理	表現を修正したもの
診断のもと治療方針を検討できるよう、さまざまな診療科	診断のもと治療方針を検討できるよう、 <u>様々</u> な診療科の医	
の医師やがん医療に従事する看護師、薬剤師等が参加する	師やがん医療に従事する看護師、薬剤師等が参加するキャ	
キャンサーボードを開催するなど、がんに対する質の高い	ンサーボード <u>(※1、49 頁参照)</u> を開催するなど、がんに対	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
診断と治療を行う体制を充実します。	する質の高い診断と治療を行う体制 <u>の充実を図ります。</u>	
動 がんの早期発見や病期分類、再発の確認などに有用なP	● 腫瘍の活動の状態を調べることができ、転移・再発の検	医療計画(PETセンター記載箇所)
ET/CT検査を積極的に活用します。	索、良悪性や治療効果の判定等に有用とされる※PET検	を参考にして修正したもの
	<u> 査については、共同利用型の「とやまPET画像診断セン</u>	
	<u>ター」とPET/CT検査を実施できる拠点病院等の医療</u>	
	機関や人間ドック施設などと連携し、すべての県民が必要	
	<u>なときに等しくPET/CT検査を受けられるよう努めま</u>	
	<u>す。</u>	
	<u>※国立がん研究センターがん情報サービスによる</u>	
	(Matrix)	
	(削除)	拠点病院では、病理医の配置が要件化
		されており、全ての拠点病院で必要な
※個別施策「(2) 手術療法、放射線療法及び化学療法のさら		人員が配置されている現状を踏まえ、 削除するもの
※個別心策「(2) 子帆療法、放射線療法及び化子療法のさら なる充実とチーム医療の推進」から移行		削除するもの
● 拠点病院等を中心に、医師による治療方法選択等につい	● 拠点病院等を中心に、医師による治療方法選択等につい	・項目の整理上、個別施策「(2) 手術
●   「たいだけられている。   「たいだけられてい	ての十分な説明と患者やその家族の理解の下、インフォー	療法、放射線療法及び化学療法のさ
ムド・コンセントが行われ、患者自らが治療方法の選択に積	ムド・コンセント(※2、49 頁参照)が行われ、患者自らが	らなる充実とチーム医療の推進」か
極的に参加できる体制を充実します。また、がんの診察や治	治療方法の選択に積極的に参加できる体制や、がんの診察	ら移行するもの
療等についてわかりやすく説明した資料や図書等を充実	や治療等についてわかりやすく説明した資料や図書等を充	・趣旨を鑑み、表現を修正するもの
し、患者が自主的に治療内容などを確認できる環境を整備	実し、患者が自主的に治療内容などを確認できる環境の充	
します。	実を図ります。	

В	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
※個別施策「(2) 手術療法、放射線療法及び化学療法のさらなる充実とチーム医療の推進」から移行	利 次 ア フォー アイ ンは 友 史 固 別 、 兄 ん 府 し は 削	変更の理由寺
<ul><li>● 拠点病院等において、がん患者が、セカンドオピニオンを 受けやすい体制を整備するとともに、その活用を促進する ための県民への普及啓発を推進します。</li></ul>	● 拠点病院等において、がん患者が、セカンドオピニオン (※3、49 頁参照) を受けやすい体制を充実するとともに、その活用を促進するための県民への普及啓発を推進します。	・項目の整理上、個別施策「(2) 手術療法、放射線療法及び化学療法のさらなる充実とチーム医療の推進」から移行するもの・趣旨を鑑み、表現を修正するもの
● 拠点病院や医師会等で構成する「富山県がん診療連携協議会」において、富山型がん診療体制の進捗状況の把握を行い、その強化に努めていきます。	● 拠点病院等で構成する「富山県がん診療連携協議会」において、富山 <u>県の</u> がん診療体制の進捗状況の把握を行い、 <u>連</u> 携強化に努めていきます。	表現を修正したもの
● 患者とその家族に最も身近な職種として、医療現場での 生活支援にも関わる看護師が、十分に役割を果たすことが できるよう、外来や病棟などでのがん看護体制のさらなる 強化を図ります。	(削除)	個別施策「(3) がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質の向上」に関する内容のため、削除
(2)手術療法、放射線療法及び化学療法のさらなる充実とチーム医療の推進	(2)手術療法、放射線療法 <u>、薬物療法、支持療法</u> のさらなる 充実とチーム医療の推進	施策体系の個別施策名と合わせた
● 質の高いがん医療が提供できるよう、手術療法、放射線療法、化学療法の各種医療チームの体制を充実し、各職種の専門性を活かした多職種でのチーム医療を推進します。	● 質の高いがん医療が提供できるよう、手術療法、放射線療法、薬物療法の各種医療チームの体制を充実し、各職種の専門性を活かした多職種でのチーム医療を推進します。	文言の修正

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
<ul><li>● 拠点病院等においては、科学的根拠に基づいて作成された診療ガイドラインに基づく標準的治療を推進します。</li></ul>	● 拠点病院等においては、科学的根拠に基づいて作成された診療ガイドラインに基づく標準的治療を推進します。	(変更なし)
● がん患者のさらなる生活の質の向上を目指し、がん治療の副作用・合併症の予防や軽減、医科歯科連携による口腔ケアの充実、リハビリテーションの推進などに積極的に取り組みます。	● がん患者のさらなる生活の質の向上を目指し、がん治療の副作用・合併症の予防や軽減 <u>を図る支持療法、</u> 医科歯科連携による口腔ケアの充実、リハビリテーションの推進などに積極的に取り組みます。	10/17がん協議会資料2-3により追記 するもの
● 誤嚥性肺炎等の外科的手術後の合併症予防や術後の早期 回復のため、麻酔科医や歯科医師等との連携を図り、質の高 い周術期管理体制を整備します。	(削除)	「周術期管理体制」に関しては、術前 から術後までの多職種連携(チーム医 療)による患者への対応という趣旨と して整理し、他の項目と内容が重複し ているため削除するもの
● 安全で効果的ながん治療を提供するため、専門医や専門(認定)看護師、放射線治療専門放射線技師、医学物理士、がん薬物療法認定薬剤師など専門性の高い医療従事者で構成されたチームが、患者の副作用・合併症やその他の苦痛に対して迅速かつ継続的に対応する診療体制を整備します。	● 安全で効果的ながん治療を提供するため、専門医や専門(認定)看護師、放射線治療専門放射線技師、医学物理士、がん薬物療法認定薬剤師など専門性の高い医療従事者で構成されたチームが、患者の副作用・合併症やその他の苦痛に対して迅速かつ継続的に対応する診療体制の充実を図ります。	表現を修正するもの
● 患者の安全を守るため、診療行為には一定の危険性が伴 うことを踏まえ、医療従事者等が協力して、がん医療の質と 安全の確保のための取り組みを一層推進します。	● 患者の安全を守るため、診療行為には一定の危険性が伴 うことを踏まえ、医療従事者等が協力して、がん医療の質 と安全の確保のための取り組みを一層推進します。	(変更なし)

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
(3) がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質の 向上	(3) がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質の 向上	(変更なし)
● がん医療を専門的に担う医療従事者の育成を図るため、 がん分野の認定看護師教育課程の設置を支援します。	がん看護に携わる看護師が、患者に寄り添う姿勢を持ちながら、最新のがん治療や看護を習得し実践するため、がん看護臨床実践研修等による看護師の資質向上を推進します。     す。	
● 富山大学、金沢大学、金沢医科大学、石川県立看護大学、福井大学が合同で実施する「北陸高度がんプロチーム養成基盤形成プラン」により、がん診療におけるチーム医療のリーダーとして活躍できる医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成に努めます。	文部科学省におけるこれまでの取組みにおいて構築された人材育成機能を活用し、県内のがん専門医療人材(医師、薬剤師、看護師等)を育成します。	10/17がん協議会資料2-3より引用したもの
● 拠点病院が中心となって実施するキャンサーボード(※ 1、47 頁参照)や情報交換の場を活用し、がん診療を行う医 師等の資質の向上に努めます。	● 拠点病院が中心となって実施するキャンサーボードや情報交換の場を活用し、がん診療を行う医師等の資質の向上に努めます。	(変更なし)
● がん診療連携協議会の研修部会が中心となって、がん診療に従事する医師、看護師等を対象とした研修会等を開催するとともに、拠点病院が協力して相互の研修に参加できる体制を支援します。	■ がん診療連携協議会の研修部会が中心となって、がん診療に従事する医師、看護師等を対象とした研修会等を開催するとともに、拠点病院が協力して相互の研修に参加できる体制を支援します。	(変更なし)

IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
● 緩和ケア研修を継続して支援するとともに、指導者を育	● 緩和ケア研修を継続して支援するとともに、指導者を育	(変更なし)
成するための段階的なスキルアップ研修の開催を支援しま	成するための段階的なスキルアップ研修の開催を支援しま	
す。	す。	
(4) 最新の医療技術への対応	   (4)がんゲノム医療・免疫療法を含めた最新の医療技術への	     施策体系の個別施策名と合わせた
	対応	
● 拠点病院において、高度な先端技術等を用いた治療や難	   ● 拠点病院において、高度な先端技術等を用いた治療や難	(変更なし)
治性がんへの集学的治療を実施するなど、より質の高い医	治性がんへの集学的治療を実施するなど、より質の高い医	
療を提供できるよう支援します。	療を提供できるよう支援します。	
● 拠点病院などがんの専門的医療を担う医療機関におい	(削除)	内容が、個別施策「(2) 手術療法、放
て、より質の高い医療が提供できるよう、手術療法、放射線		射線療法、薬物療法、支持療法のさら
療法、化学療法のさらなる推進を図るとともに、各分野の専		なる充実とチーム医療の推進」と重複
門性の高い人材の配置を促進し、多職種連携による医療体		しているので削除するもの
<u>制の充実を図ります。</u>		
		(51
● 手術療法については、高度の治療手技を用いた内視鏡治	(削除)	趣旨としては、(「新」欄の)1番目の
療の充実や、鏡視下手術の導入促進により手術の低侵襲化		項目における「高度な先端技術等を用
<u>(※4、47 頁参照) を図るとともに、遠隔操作で手術を行う</u>		いた治療」に含まれる内容であると整
<u>いわゆるロボット手術の導入を促進します。</u>		理し、項目の整理上、削除するもの

In the second se	が、ツランゲーフンは赤石笠で、日ニツ」は火吹笠で	本五の円七笠
IE .	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
<ul> <li>★ 放射線治療については、より質の高い放射線治療が行えるよう、最先端の治療機器の整備を促進します。</li> <li>● 化学療法については、外来化学療法の拡充や、難治性の血液がんなどの治療を行うための無菌治療室の整備を促進します。</li> </ul>	(削除)	趣旨としては、(「新」欄の) 1番目の項目における「高度な先端技術等を用いた治療」に含まれる内容であると整理し、項目の整理上、削除するもの拠点病院では、外来化学療法室の設置が要件化されており、全ての拠点病院で外来化学療法室が設置されている現
● がん医療に専門的に携わる医師や医療従事者が、最新の 知識や技能を習得できるよう、国立がん研究センターや、 国、学会等が行う研修をはじめ大学間連携の教育プログラ ムなどに参加しやすい環境づくりを推進します。	(削除)	状や、(「新」欄の) 1番目の項目の「難治性がんへの集学的治療」に含まれる内容であると整理し、削除するもの内容が、個別施策「(3) がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質の向上」と重複しているので削除するもの
	● 国で検討されている「がんゲノム医療中核拠点病院」と本	
	県の拠点病院との連携等による、がんゲノム医療の実践に	新たに追加するもの

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
	向けた取組みを推進します。	
	● <u>国で検討されている「免疫療法に関する正しい情報提供</u> のあり方」に関する検討結果を踏まえ、拠点病院における 免疫療法への対応を推進します。	10/17 がん協議会資料 2-3 を引用し、 新たに追加するもの
(5) がんと診断された時からの緩和ケアの推進	(5)がんと診断された時からの緩和ケアの推進	(変更なし)
● がん患者とその家族が抱える様々な苦痛に対し、がん診断時から確実に緩和ケアを提供できる診療体制を整備するとともに、緩和ケアの意義や必要性について、県民に普及啓発を図ります。	● がん患者とその家族が抱える様々な苦痛に対し、がん診断時から確実に緩和ケアを提供できる診療体制を <u>充実</u> するとともに、緩和ケアの意義や必要性について、県民 <u>への</u> 普及啓発を図ります。	表現を修正するもの
● 拠点病院を中心に、緩和ケアに携わる専門スタッフの確保を促進し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上を図ります。	<ul><li>● 拠点病院を中心に、緩和ケアに携わる専門スタッフの育成を促進し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上を図ります。</li></ul>	(変更なし)
● がん診療を行う入院医療機関が、在宅緩和ケアを提供する診療所等と連携し、患者とその家族の意向に応じた切れ 目のない在宅医療の提供体制を充実するとともに、医療依 存度の高い在宅のがん患者の急変時における受入れ体制の 充実を図ります。	● がん診療を行う入院医療機関が、在宅緩和ケアを提供する診療所等と連携し、患者とその家族の意向に応じた切れ目のない在宅医療の提供体制を充実するとともに、 <del>医療依存度の高い</del> 在宅のがん患者 <u>が重度のがん疼痛等の症状悪化時に対応するための</u> 受入れ体制の充実を図ります。	拠点病院の国庫補助に関する要綱(が ん診療連携拠点病院機能強化事業)を 参考に、表現を修正するもの

П	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
● がん性疼痛に苦しむ患者をなくすため、医療用麻薬など 身体的苦痛緩和のための薬剤の迅速かつ適正な使用の普及 を推進します。	● がん性疼痛に苦しむ患者 <u>の症状緩和の</u> ため、医療用麻薬など身体的苦痛緩和のための薬剤の迅速かつ適正な使用の普及を推進します。	趣旨を鑑み、表現を修正するもの
<ul> <li>● 拠点病院において、がん医療水準の均てん化や医療従事者の育成など質の向上を図るとともに、希望する患者に対しては生活の場で医療・介護サービスが受けられるよう、在宅緩和ケア地域連携クリティカルパス(※2、51 頁参照)の作成、運用により地域連携を推進します。</li> </ul>	<ul> <li>● 拠点病院において、がん医療水準の均てん化や医療従事者の育成など質の向上を図るとともに、希望する患者に対しては生活の場で医療・介護サービスが受けられるよう、在宅緩和ケア地域連携クリティカルパス(※1、54 頁参照)の作成、運用により地域連携を推進します。</li> </ul>	「在宅緩和ケア地域連携クリティカルパスの作成」については、がん診療連携協議会緩和ケア部会にて、既に作成済みなので、「作成」は削除するもの

## 次期「県がん対策推進計画 (H30~35)」分野別施策に関する新旧対照表 【4 がん患者の支援体制の充実】

<u> </u>	1 万野が肥米に関する利用が派女 【十	20000000000000000000000000000000000000
IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
現状と課題	現状と課題	
≪がんの相談支援について≫	≪ <u>患者及びその家族</u> の相談支援 <u>の充実</u> ≫	施策体系の個別施策名と合わせた
● 医学の進歩や情報化の進展に伴い、がんの診断や治療等	● <u>医療技術や情報端末が進歩し、患者の療養生活が多様化</u>	相談支援に関する総論的課題として、
に関する様々な情報が溢れる中、患者やその家族が医療機	<u>する中で、患者とその家族のみならず、医療従事者が抱く</u>	国計画 P 50(1 段落目)を参考に修正
関や治療の選択に迷う場面も多くなってきています。	治療上の疑問や、精神的・心理社会的な悩みに対応してい	したもの
	くことが求められています。 <u></u>	
● これまで、拠点病院に「相談支援センター」が設置され、	● これまで、拠点病院に「相談支援センター」が設置され、	表現の修正
がん専門相談員として研修を受けた医療従事者が、がん患	がん専門相談員として研修を受けた医療従事者が、がん患	
者やその家族等からの相談に応じるとともに、情報提供等	者やその家族等からの相談に応じるとともに、情報提供等	
を行ってきました。	   を行って <u>います</u> 。	
● 拠点病院では、「相談支援センター」の活動内容を広く県	(削除)	   拠点病院では、院内外のがん患者及び
<u>民に知っていただくため、パンフレットや広報誌等により</u>		その家族、地域の住民、医療機関等か
周知を図ってきましたが、拠点病院で治療を受ける患者以		らの相談等に対応する体制の整備が要
外の方には活用されにくいといった課題があります。		件化されており、全ての拠点病院にお
		いて当該体制が整備されていること
		や、がん診療連携協議会相談支援部会
		が作成した「がん情報とやま」等にお
		   いて、県民に対して拠点病院の相談支
		   援センターを周知している現状を踏ま

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
		え、削除するもの
● 患者やその家族からの相談ニーズが多様化している中、 治療内容や医療費に関する相談だけでなく、療養、介護や就 労など様々な相談に対応し、患者とその家族を支えること	(削除)	(「新」欄の) 1番目の項目と内容が重 複しているため、削除するもの
<u>が求められています。</u>		
	● がん患者及びその家族等からの医療、心理、生活、就労などの様々な相談に対応するとともに、がんに関する様々な情報を提供する機関として、「県がん総合相談支援センター(※54頁、コラム参照)」を設置しました。	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 より新たに追加したもの
≪在宅療養体制等について≫	≪在宅療養 <u>支援</u> 体制 <u>・地域緩和ケアの充実</u> ≫	施策体系の個別施策名と合わせた
● がん医療の均てん化を目的に在宅緩和ケア地域連携クリティカルパス(※2、51 頁参照)の整備が進められていますが、さらなる運用の強化が求められています。	がん患者が退院後も在宅で質の高い医療が受けられるよう、がん診療連携協議会の緩和ケア部会が中心となって在宅緩和ケア地域連携クリティカルパス(※1、54 頁参照)を整備し、その運用を推進しています。	現状を踏まえ、修正したもの
<ul><li>在宅医療体制の充実を図るため、在宅主治医のグループ化や訪問看護の普及、機能強化に取り組んできました。</li><li>がん患者が希望した時に、住み慣れた家庭や地域で療養</li></ul>	<ul> <li>● 在宅医療体制の充実を図るため、在宅主治医のグループ化や訪問看護の普及、機能強化に取り組んでいます。</li> <li>● がん患者が希望した時に、住み慣れた家庭や地域で療養</li> </ul>	表現の修正

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
を選択できるよう、在宅医療や療養体制のさらなる整備が 必要です。	を選択できるよう、在宅医療や療養体制のさらなる <u>充実</u> が 必要です。	表現の修正
≪がん患者会について≫	《がん患者 <u>の活動支援</u> 》	施策体系の個別施策名と合わせた
● 拠点病院を中心に患者会やがんサロンが設置され、特に、 乳がんに関しては、「富山県乳がん患者を支える会」を開催 するなど患者会間での交流を図っています。	● 拠点病院を中心に患者会やがんサロンが設置され、特に、 乳がんに関しては、「富山県乳がん患者を支える会」を開催 するなど患者会間での交流を図っています。	(変更なし)
● 今後は、様々な種類のがんの患者会の設立に向けた支援 の強化が求められています。	● <u>患者会と連携したがん検診普及啓発キャンペーン等を実施しており、</u> 今後 <u>も、</u> 患者会 <u>と連携協力した取組みの推進が必要です</u> 。	趣旨を鑑み、修正したもの
	● がんを体験した人やその家族などがピア(仲間)として体験を共有し、共に考えることにより、がん患者やご家族等を支えるピア・サポーター(※55頁、コラム参照)を養成しています。	
≪がんの教育・普及啓発≫	≪がんの教育・普及啓発≫	(変更なし)
● 子どもの頃からの健康教育が重要であり、学校では健康	● がん教育の授業実施希望校に対して外部講師を派遣する	健康増進計画中間報告書(素案) P 43

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
増進と疾病予防の観点から、がんの予防も含めた健康教育	など、がん教育の推進を図りました。	(これまでの取組み)を参考に修正し
を行ってきています。		たもの
● 官民あげてのがん検診キャンペーン等の普及啓発にも関	(削除)	国計画において、「受診率の停滞とがん
わらず、受診率が 20~40%台にとどまるなど、がんに対す		に対する理解が必ずしも進んでいな
る理解が必ずしも進んでいるとはいえません。		い。」とする記述が削除されたことを踏
		まえ、削除するもの
		※前国計画では、同趣旨の内容が記述
		されていた
● 地域や職域、学校をはじめ県民全体に、がんやがん患者へ	● 地域や職域、学校をはじめ県民全体に、がんやがん患者へ	(変更なし)
の理解についての普及啓発を一層推進していく必要があり	の理解についての普及啓発を一層推進していく必要があり	
ます。	ます。	
	● 県と「がん対策の推進に関する協定」を締結した企業にお	
	いて、窓口や社内等でがん検診の受診勧奨等を行うがん予	より新たに追加したもの
	防推進員の養成や、市町村において地域に根差したがん予	
	防の普及啓発やがん検診の受診勧奨を行うがん対策推進員	
	<u>への活動を支援しました。</u>	

IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
取組みの基本方針	取組みの基本方針	
(1) 患者及びその家族の相談支援の充実	(1)患者及びその家族の相談支援の充実	(変更なし)
● 拠点病院は、「相談支援センター」と院内診療科との連携	● 拠点病院 <u>に設置された</u> 「相談支援センター」と <u>地域の診療</u>	拠点病院の相談支援センターに関する
を図り、特に、精神心理的苦痛を持つ患者とその家族に対し	<u>従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族、地</u>	記述として、がん診療連携拠点病院指
て専門家による診療を適切な時期に提供するよう努めま	域の住民、医療機関等からの相談などに対応できる体制の	定要件 P12 の上段②を参考に修正す
す。	<u>充実を図ります。</u>	るもの
● 拠点病院は、「相談支援センター」の人員確保、院内外の	● <del>拠点病院は、</del> 相談支援センターの人員確保、院内外の広	趣旨を鑑み、表現を修正するもの
広報、相談支援センター間の情報共有や協力体制の構築な	報、相談支援センター間の情報共有や協力体制の <u>強化</u> など	
どの取り組みを実施するよう努めます。	に、引 <u>き続き、取り組みます。</u>	
● 医療だけでなく心理・生活・介護・就労など、がん患者や	● 医療だけでなく心理・生活・介護・就労など、がん患者や	10/17 がん協議会資料 2-3 により、修
その家族を含む県民からの様々な相談に応じるとともに、	その家族を含む県民からの様々な相談に応じるため、「県が	正したもの
がんに関する最新情報を提供する「地域統括相談支援セン	<u>ん総合相談支援センター」と関係機関との連携により、患</u>	
ター(※52 頁、コラム参照)」を整備し、相談支援体制の充	者とその家族がより相談しやすい環境となるよう取り組み	
実を図ります。	<u>ます。</u>	
● がん患者の不安や悩みを軽減するためには、がんを経験	(削除)	
<u>した者による相談支援が効果的であり、ピア・サポーター</u>	※項目の整理上、個別施策「(3) がん患者の活動支援」へ移行	
<u>(※52 頁、コラム参照)の養成研修を実施するなど、がん患</u>	する	
者・経験者との協働を進めます。		

		** <b>*</b> ***
IB .	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
● 患者や家族が医療機関や治療を自ら選択できるよう、拠	● 患者や家族が医療機関や治療を自ら選択できるよう、拠	
点病院の診療機能等情報の提供に努めます。	点病院の診療機能等情報の提供に <u>取り組みます。</u>	表現を修正するもの
● がん診療連携協議会の相談支援部会を中心に、各拠点病	● がん診療連携協議会の相談支援部会を中心に、各拠点病	(変更なし)
院の相談支援センターが相互に情報を共有し相談員の資質	院の相談支援センターが相互に情報を共有し相談員の資質	
向上を図ります。	向上を図ります。	
● セカンドオピニオンがいつでも適切に受けられ、患者自	● <u>拠点病院等において、がん患者が、</u> セカンドオピニオン <u>を</u>	表現を、分野別施策「3.質の高い医療が
らが治療法を選択できる体制を整備するとともに、その活	<u>受けやすい</u> 体制を <u>充実</u> するとともに、その活用を促進する	受けられる体制の充実」の個別施策
用を促進するための普及啓発を推進します。(再掲)	ための <u>県民への</u> 普及啓発を推進します。(再掲)	「(1) 富山県のがん診療体制の強化」
		   における記載内容と合わせるもの
   (2)在宅療養支援体制・地域緩和ケアの充実	   (2)在宅療養支援体制・地域緩和ケアの充実	(変更なし)
<ul><li>● 拠点病院は、外来化学療法や外来放射線療法、外来緩和ケ</li></ul>	   ● 拠点病院は、外来薬物療法や外来放射線療法、外来緩和ケ	   文言修正
アの充実を図ります。	アの充実を図ります。	人口心止
7 の几天を囚りより。	プロ元夫を囚りより。	
▲ 女内领和人文大担州十九万庆城即然上海推上 女内厉庆	● 大克颂和レマナ相州ナス医病機関数(2束性) 大克颂和	
● 在宅緩和ケアを提供する医療機関等と連携し、在宅医療	● 在宅緩和ケアを提供する医療機関等と連携し、在宅緩和	
に対する医療従事者の理解を深めるための研修を実施しま	ケア <u>が提供できる診療所等のマップやリストを作成する</u>	して、がん診療連携拠点病院指定要件
す。	等、患者やその家族に対し、地域の緩和ケア提供体制につ	P6(⑥ア)を参考に修正するもの
	いての情報提供を行います。	
● 患者とその家族が希望する療養場所で、切れ目のない緩	● 患者とその家族が希望する療養場所で、切れ目のない緩	
和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられるよう、	和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられるよう、	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
それぞれの地域の診療所、訪問看護ステーション、薬局、居	それぞれの地域の診療所、訪問看護ステーション、薬局、	
宅介護支援事業所、介護サービス事業者等が連携して、在宅	居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等が連携して、	
療養体制を構築します。	在宅療養体制 <u>の充実を図ります。</u>	表現を修正するもの
● がん患者の運動機能の改善や生活機能の低下予防など、	● がん患者の運動機能の改善や生活機能の低下予防など、	(変更なし)
   療養生活の質の向上が図られるよう、がん領域のリハビリ	   療養生活の質の向上が図られるよう、がん領域のリハビリ	
   テーションを推進します。	   テーションを推進します。	
   ● 5大がん(肺、胃、肝、大腸、乳がん)の県内統一の地域	   ● 5大がん(肺、胃、肝、大腸、乳がん)の県内統一の地域	   表現を修正するもの
連携クリティカルパスに加え、在宅緩和ケア地域連携クリ	連携クリティカルパスに加え、在宅緩和ケア地域連携クリ	3,10,000
ティカルパスの作成、運用により、拠点病院と地域の診療所	ティカルパスの運用により、拠点病院と地域の医療機関等	
等の連携を促進し、切れ目のない緩和ケアの提供に努めま	フィガルバスの遅用により、拠点构成と地域の <u>医療機関</u> す の連携を促進し、切れ目のない緩和ケアの提供に努めます。	
	の建携を促進し、切れ日のない版相グアの提供に劣めます。 	
す。		
/ - \		(-ta)
(3)がん患者の活動支援	(3)がん患者の活動支援	(変更なし)
● 拠点病院等を通じて、乳がん及びその他の種類のがんの	● <u>県がん総合相談支援センターや拠点病院の相談支援セン</u>	趣旨を鑑み、表現を修正するもの
患者会の設立及び活動を支援します。	<u>ター等を通じて、がん患者会の活動を支援します。</u>	
※個別施策「(1) 患者及びその家族の相談支援の充実」から		
移行するもの		
● がん患者の不安や悩みを軽減するためには、がんを経験	● がん患者の不安や悩みを軽減するためには、がんを経験	・項目の整理上、個別施策「(1) 患者
した者による相談支援が効果的であり、ピア・サポーター	した者による相談支援が効果的であり、ピア・サポーター	及びその家族の相談支援の充実」で
(※52 頁、コラム参照)の養成研修を実施するなど、がん患	   の <u>養成や活動促進のためのフォローアップ</u> を実施するな	の記載から移行するもの
(ハー)ベーノーション マヌスタログとスルン ひらこくがつめ	<u>XW1192867777777777777</u> 67867070	- HOTAN 21214 / 0 0 0 0 0

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
者・経験者との協働を進めます。	ど、がん患者・経験者との協働を進めます。	・10/17 がん協議会資料 2-3 により修
		正するもの
● ピア・サポートを推進するための研修を実施するなどが	(削除)	(「新」 欄の) 前項目と内容が重複する
<u>ん患者や経験者との協働を進めます。(再掲)</u>		ため、削除するもの
● 患者会と連携したがん検診普及啓発キャンペーンの実施	● 患者会と連携したがん検診普及啓発キャンペーンの実施	(変更なし)
等を通じ、県民の患者会への理解を深めます。	等を通じ、県民の患者会への理解を深めます。	
( A \	( . ) ( . )	( <del>-t</del>
(4)がんの教育・普及啓発	(4) がんの教育・普及啓発	(変更なし)
<ul><li>がん教育については、国の検討を踏まえながら、健康教育</li></ul>	┃ ┃ ● 「がん教育」が新学習指導要領により平成32年度以降、	10/17がん協議会議資料2-3より修正
の中で、がんやがん患者について正しく理解されるよう努	小学校から順次全面実施されるまでの間、「出前授業」を希	するもの
めます。	望する学校に医療従事者等の外部講師を派遣するなど、「が	
	ん教育」充実のための支援を行います。	
<ul><li>がん検診やがんの治療、緩和ケアなどがんに関する県民</li></ul>	   ●_ 「がん対策の推進に関する協定」を締結した民間企業のが	10/17がん協議会議資料2-3より追記
の理解が高まるよう普及啓発を行います。	<u>ん予防推進員や市町村のがん対策推進員の養成・育成など</u>	するもの
	<u>による、</u> がん検診やがんの治療、緩和ケアなどがんに関す	
	る県民の理解が高まるよう普及啓発を行います。	
● 拠点病院や新たに設置する地域統括相談支援センターで	● 県がん総合相談支援センターや拠点病院の相談支援セン	現状を踏まえ、表現を修正するもの
の相談支援、情報提供機能を強化するとともに、民間等によ	<u>ターにおける、がんに関する</u> 情報提供機能 <u>の充実を図りま</u>	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
る相談支援等を支援します。	<u>す。</u>	

## 次期「県がん対策推進計画 (H30~35) 」分野別施策に関する新旧対照表 【5 M(世代やライフステージになどがい嫌の辞】

В	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
現状と課題	現状と課題	
≪がん患者の就労を含めた社会的な問題について≫	≪がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応≫	(変更なし)
● がんは、40歳代より死因の第1位となり、高齢者だけでなく、働く世代にとっても大きな問題となっています。	● がんは、40歳代 <u>や50歳代での</u> 死因の第1位 <u>となって</u> おり、高齢者だけでなく、働く世代にとっても大きな問題 となっていることが考えられます。	現状を踏まえ、表現を修正するもの
	● がん患者の就労相談に対応するため、県がん総合相談支援センターにおいて、社会保険労務士による相談会を開催しました。	
	● <u>ハローワークと連携したがん患者の就労支援として、拠</u> <u>点病院へ専門相談員の派遣を実施しました。</u>	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 により新たに追加するもの
	● 働く世代の女性ががんに罹患すると、本人はもちろん、家族の生活にも影響があることから、女性のためのがん対策フォーラムを開催しました。	
● がん医療の進歩により、治療中又は治療後も、多くのが ん患者・経験者が社会で活躍している一方で、患者・経験者	● 国の第3期がん対策推進基本計画では、がん患者の離職 防止や再就職のための就労支援を充実させることが強く求	がん患者の就労問題に関する総論的課題として、国計画P57(後段)、P62に
の中には就労を含めた社会的な問題に直面している方も多 く、就労可能で意欲あるがん患者・経験者でも、就労するこ	められていると指摘しています。また、就労以外の社会的 な問題に対して、がん患者・経験者のQOL向上に向けた	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
とが困難な場合があることが指摘されています。	取組みが求められるとされています。	
● 働く世代ががんに罹患し社会から離れることにより、本	● 働く世代ががんに罹患し社会から離れることにより、本	(変更なし)
人だけでなく家族や職場等に大きな影響を与えることか	人だけでなく家族や職場等に大きな影響を与えることか	
ら、働く世代へのがん対策を充実し、がんをできるだけ早期	ら、働く世代へのがん対策を充実し、がんをできるだけ早	
に発見するとともに、がん患者等が適切な医療や支援によ	期に発見するとともに、がん患者等が適切な医療や支援に	
り社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けられ	より社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けら	
るような社会づくりが必要です。	れるような社会づくりが必要です。	
● また、医療だけでなく就労などの社会的な問題に関する	(削除)	(「新」欄の) 5番目の項目と内容が重
相談も多い中、様々な不安や悩みに対する適切な相談支援		複するので、削除するもの
や情報提供を行うことが重要な課題となっています。		
≪小児がんについて≫	≪小児 <u>・AYA世代のがん対策</u> ≫ 	施策体系の個別施策名と合わせる
● がんは小児の病死原因の第1位となっています。小児が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(削除)	小児がん等に関する特徴として、後述
んは、希少で多種多様ながん種があり、成人のがんと異なり		(「新」欄の)2番目の項目として、国
生活習慣と関係なく、乳幼児から思春期、若年成人まで幅広		計画から引用した内容を新たに追加す
<u>い年齢で発症します。</u> 		るため、項目の整理上、削除するもの
● 一方、小児がんの年間患者数は全国で年間約 2,000 人~	(削除)	小児がん等に関する総論的課題とし
2,500 人と少なく、小児がんを扱う施設は約 200 程度と推定		て、後述(「新」欄の)2番目の項目と
され、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行なわ		して、国計画から引用した内容を新た

IB	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
れている可能性があり、小児がん患者が必ずしも十分な医		に追加するため、項目の整理上、削除
療を受けられていないことが懸念されています。		するもの
● 小児慢性特定疾患治療研究事業における悪性新生物の本	● 小児慢性特定疾患治療研究事業における悪性新生物の本	・時点修正したもの
県の受給者数は、年間約 150~200 人 (平成 23 年度は 147	県の受給者数は <del>、年間約 150~200 人(平成 23 年度は 147</del>	
人)で、毎年新たに 10~30 人程度の子どもががんを発症さ	<del>人)で、毎年新たに 10~30 人程度の子どもががんを発症さ</del>	
れ、富山大学附属病院が中心となって治療が行われていま	<del>れ、123 人(平成 28 年度)であり、</del> 富山大学附属病院が中	
す。	心となって治療が行われています。	
● 小児がんについては、治療後も長期にわたり、日常生活	● 小児がん患者の自立に向けた心理的、社会的支援につい	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2
や就学・就労に支障を及ぼすこともあることから、患者の教	て、保護者や関係者の理解を深めるための講演会を開催し	より新たに追加するもの
育や自立と患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮	<u>ました。</u>	
が求められています。		
● 小児がんに関する治療や医療機関の情報が少なく、相談	■の第3期がん対策推進基本計画では、小児・AYA※世	小児・AYA 世代に関する総論的課題と
支援体制やセカンドオピニオンの体制の充実などが求めら	代のがんは、他の世代に比べて患者数が少なく、疾患構成	して、国計画P65(中段)を引用し、
れています。	も多様であり、医療従事者に診療や相談支援の経験が蓄積	修正するもの
	されにくいこと、乳幼児から思春期・若年成人世代まで幅	
● このようなことから、今後は、小児がんの専門医療の提	<u>広いライフステージで発症し、晩期合併症のため、治療後</u>	
供や治療終了後の晩期合併症の予防等を行う長期フォロー	<u>も長期にわたりフォローアップを要すること及び年代によ</u>	
アップの体制等を充実させる必要があります。	って就学、就労、生殖機能等の状況が異なり、心理社会的	
	<u>状況も様々であって個々の状況に応じた多様なニーズが存</u>	
	<u>在することから、成人のがんとは異なる対策が求められて</u>	
	<u>いるとされています。</u>	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
	また、小児・AYA世代のがん患者のサポート体制は、必ず しも十分なものではなく、特に、高校教育の段階において は、取組みが遅れていると指摘されています。 ※AYA(Adolescent and Young Adult)世代:思春期世代と 若年成人世代	
	≪高齢者のがん対策≫ ■ 国の第3期がん対策推進基本計画では、高齢者は、入院を	個別施策の追加 国計画 P 67 の記載を引用し、新たに追
	きっかけに認知症と診断される場合や、既にある認知症の 症状が悪化する場合があるため、がん医療における意思決 定等について、一定の基準が必要と考えられるが、現状そ のような基準は定められていないことが指摘されていま す。	加するもの

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
取組みの基本方針	取組みの基本方針	
(1) がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応	(1) がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応	(変更なし)
● がん患者や経験者の就労に係る課題やニーズの把握に努めます。	● がん患者や経験者の就労に係る課題やニーズの把握に努めます。	(変更なし)
● 職場において、がんやがん患者に対する正しい理解が図られるよう、事業主向けの普及啓発を強化するとともに、就 労可能ながん患者の復職、継続就労のため、医療機関と企業 との連携方策などについて検討を進めます。	<ul> <li>■ 職場において、がんやがん患者に対する正しい理解が図られるよう、事業主向けの普及啓発を強化するとともに、 就労可能ながん患者の復職、継続就労のため、医療機関と 企業等との連携強化を図ります。</li> </ul>	現状を鑑み、修正するもの
● がん患者・経験者が働きながら治療や療養ができる環境の整備や、家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮がなされるような社会の構築を目指します。	● <u>関係機関と連携協力して、</u> がん患者・経験者が働きながら 治療や療養が <u>できて、</u> 家族ががんになった場合でも、引き 続き、働き続けられる <u>ための十分な配慮がなされるよう取</u> り組みます。	趣旨を鑑み、修正するもの
● 医療だけでなく、心理、生活、介護、就労などがん患者や その家族からの様々な相談に応じるとともに、がんに関す る最新情報を提供する相談支援体制の充実を図ります。	● 医療だけでなく、心理、生活、介護、就労などがん患者や その家族からの様々な相談に応じるとともに、がんに関す る最新情報を提供する相談支援体制の充実を図ります。	(変更なし)
(2)小児がん対策	(2)小児 <u>・AYA世代の</u> がん対策	施策体系の個別施策名と合わせる
<ul><li>● 小児がんに関する医療の提供や相談支援などについて、</li></ul>	<ul><li>● 小児がんに関する医療の提供や相談支援などについて、</li></ul>	

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
国が指定するブロック内の小児がん拠点病院(東海・北陸・	国が指定するブロック内の小児がん拠点病院(東海・北陸・	
信越ブロックは名古屋大学及び三重大学) と連携し、小児が	信越ブロックは名古屋大学 <u>医学部附属病院</u> 及び三重大学 <u>医</u>	・表現の修正
ん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられ	<u>学部附属病院</u> )と連携し、小児がん患者とその家族が安心	
る体制の整備を進めます。	して適切な医療や支援を受けられる <u>よう取り組みます</u> 。	・表現の修正
● 県内の小児医療を担う医療機関は、小児がん拠点病院と	● 県内の小児医療を担う医療機関は、小児がん拠点病院と	(変更なし)
の役割分担と連携を進め、小児がん患者とその家族が、可能	の役割分担と連携を進め、小児がん患者とその家族が、可	
な限り住みなれた地域で、医療や支援を受けながら生活し、	能な限り住みなれた地域で、医療や支援を受けながら生活	
教育を受けられるよう努めます。	し、教育を受けられるよう努めます。	
	● 県がん総合相談支援センターと関係機関との連携等によ	10/17 がん協議会資料 2-3 により新
	る、AYA世代の多様なニーズに応じた相談支援の実現に	たに追加するもの
	向けて取り組みます。	
	(3) 高齢者のがん対策	個別施策の追加
	● 国で検討されている「高齢のがん患者の意思決定の支援	10/17 がん協議会資料 2-3 により、新
	<u>に関する診療ガイドライン」の検討結果を踏まえ、拠点病</u>	たに追加するもの
	院等においてガイドラインの活用を推進します。	

## 次期「県がん対策推進計画 (H30~35) 」分野別施策に関する新旧対照表 【6 調査・研究の推進】

Ш	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
現状と課題	現状と課題	
≪がん登録について≫	≪がん登録 <u>の推進</u> ≫	施策体系の個別施策名と合わせる
● がん登録は、がんの罹患数や罹患率、生存率、治療効果などのデータを得ることにより、質の高いがん医療の提供に向け、効果的な対策を実施するために必要なものです。	● がん登録は、がんの罹患数や罹患率、生存率、治療効果などのデータを得ることにより、質の高いがん医療の提供に向け、効果的な対策を実施するために必要なものです。	(変更なし)
	● 県医師会の協力のもと地域がん登録を推進し、届出件数は、平成23年度の8,983件から平成27年度には11,454件まで増加しました。	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 より新たに追加するもの
	● 平成28年1月より、国の事業として全国一律に実施される「全国がん登録」制度が実施されています。	7/18 がん県民会議・協議会資料 3-2 より新たに追加するもの
● 拠点病院においては、院内がん登録の実施と地域がん登録への積極的な協力が指定要件とされ、届出数も増加していますが、拠点病院以外の医療機関には届出の義務がないことから、地域がん登録へのさらなる協力を求める必要があります。	<ul> <li>拠点病院においては、がん医療の状況を適確に把握する ため、当該病院におけるがん患者について、全国がん登録 情報よりも詳細な治療の状況を含む情報としての「院内が ん登録」が実施されています。</li> </ul>	院内がん登録に関する国指針を参考に して修正するもの
● 国のがん登録に係る法的位置付けの検討の動向も踏ま え、個人情報の保護を遵守しつつ、がん登録の推進及び精度	(削除)	がん登録推進法の施行 (H28.1) などの 現状を踏まえ、削除するもの

ІВ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
<u>向上を図っていく必要があります。</u>		
≪臨床研究の推進について≫	≪臨床研究の推進 <del>について</del> ≫	施策体系の個別施策名と合わせる
<ul><li>■ 富山大学附属病院等が中心となって、高度先進医療、臨床 研究及び治験の推進を行っています。</li></ul>	■ 富山大学附属病院等が中心となって、高度先進医療、臨床研究及び治験の推進を行っています。	(変更なし)
<ul> <li>● 拠点病院等が中心となって、抗がん剤や化学療法支持薬など治験に参加するとともに、広く一般県民に対して治験の重要性等についての啓発を行っています。</li> </ul>	● 拠点病院では、政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究への協力体制が整備されています。	がん診療連携拠点病院の指定要件P 13を参考にして修正するもの

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
取組みの基本方針	取組みの基本方針	
(1)がん登録の推進	(1)がん登録の推進	(変更なし)
● 法的な位置付けも含めた国の検討を踏まえながら、地域 がん登録の意義と内容について県内医療機関に周知を図る とともに、登録の届出を促進します。	(削除)	地域がん登録から全国がん登録への制度変更などの現状を踏まえ、削除するもの
● がん診療連携協議会のがん登録部会が中心となり、院内がん登録のデータの検証を行うなど登録の精度向上を図ります。	■ がん診療連携協議会のがん登録部会が中心となり、院内がん登録のデータの検証を行うなど登録の精度向上を図ります。	(変更なし)
● がん登録を担う診療情報管理士の資質向上を図り、精度 の高いがん登録を行うため、国が実施する研修会への派遣 を促進するとともに、引き続き、診療情報管理士研究会を通 じて研修を行います。	■ がん登録を担う診療情報管理士の資質向上を図り、精度の高いがん登録を行うため、引き続き、県診療情報管理士研究会と連携した人材の育成を推進します。	現状を鑑み、表現を修正するもの
● がん登録を活用し、がんに関する現状分析に努め、効果的な施策展開に繋げます。	● がん登録を活用し、がんに関する現状分析に努め、効果的な施策展開に繋げます。	(変更なし)
(2)臨床研究及び治験の推進	(2)臨床研究 <u>の推進</u>	施策体系の個別施策名と合わせる
● 富山大学附属病院や県立中央病院が中心となって、引き	(削除)	引用先である医療計画において、臨床

IΒ	新 ※アンダーラインは変更箇所、見え消しは削除箇所	変更の理由等
続き、高度先端医療、臨床研究及び治験を推進します。		研究・治験に関する項目が削除された
		ことに伴い、削除するもの
● 診療のレベルアップのため、国等が支援する臨床研究へ	(削除)	引用先である医療計画において、臨床
<u>の積極的な参加を促進します。</u>		研究・治験に関する項目が削除された
		ことに伴い、削除するもの
● がんの臨床研究・治験に対する県民の理解が得られるよ	● <u>臨床研究を実施する際には、</u> がんの臨床研究・治験に対す	がん診療連携拠点病院の指定要件 P
う、普及啓発に努めます。	る県民の理解が得られるよう、普及啓発に努めます。	13 により、追記するもの
効果的ながん検診の手法の積極的な導入を図るにあた	(削除)	内容が「2.がんの早期発見体制の強
り、検診のノウハウや体制を整備するととともに、精度管理		化」「(2) 効果的検診手法等の普及」
方法等を明らかにするため、検診機関や市町村等と連携し		に該当するため、項目の整理上、削除
てモデル事業の実施を検討します。		するもの
● 「くすりの富山」の製造技術を活かした高薬理活性医薬品	● 「くすりの富山」の製造技術を活かした高薬理活性医薬品	(変更なし)
等の開発を促進します。	等の開発を促進します。	